

令和8年1月作成

# 退職者 ガイドブック

共済組合：退職時の手続きマニュアル



公立学校共済組合静岡支部



# はじめに

退職の前後に必要な手続きは多岐にわたり、ご自身が主体的に取り組まなければなりません。特に、健康保険関係や年金関係などご本人の請求に基づく手続きについては、適切な時期に正しく行う必要があります。

この「退職者ガイドブック 共済組合：退職時の手続きマニュアル」は、組合員のみなさまが、退職時から退職後に至るまでの共済組合に関する制度・手続き・留意点などについて分かりやすく把握できることを目的に作成しています。

本冊子が、みなさまの退職に伴う手続きの負担を少しでも軽減し、退職後の生活を安心して営んでいくための一助になりますと幸いです。

なお、配付時期等によっては、最新の情報が反映されていない可能性があります。最新の法・制度改正や運用変更等については、厚生労働省や公立学校共済組合等の公式ホームページに掲載されている情報をご参照ください。退職者ガイドブックも随時更新して当支部ホームページに掲載いたしますので、ぜひご参照ください。

令和8年1月

公立学校共済組合静岡支部

## <退職者ガイドブックの配付対象者>

本冊子の配付対象者は、一般組合員\*としての資格を喪失する方（＝共済組合へ退職に関する年金関係の書類の提出が必要な方）となります。

短期組合員\*は、退職時に本冊子を配付しないため、所属所で保管している退職者ガイドブックや静岡支部ホームページに掲載しているデータを参照してください。

## <退職者ガイドブックの配付時期>

本冊子は、一般組合員の退職等に関する年金関係の提出書類（様式）を共済組合から所属所宛てに送付する際に一緒に送付します。

### ※ 組合員種別

#### ○ 一般組合員（船員組合員・後期高齢組合員を含む）

共済組合のすべての事業（長期給付事業・短期給付事業・福祉事業）が適用される、主にフルタイムで勤務する常勤職員（臨時的任用職員を除く。）のこと。

#### ○ 短期組合員（船員短期組合員・後期短期組合員を含む）

共済組合の事業のうち、短期給付事業・福祉事業が適用される、主に非常勤職員（臨時的任用職員を含む。）のこと。長期給付は第1号厚生年金（日本年金機構）に加入する。

#### ○ 任意継続組合員

退職後も最長2年間、在職中とほぼ同等の短期給付（医療給付など）等が受けられるように、公立学校共済組合に申し出て継続する組合員のこと。



# 目 次

退職時に一般組合員の方は **一般** を参照してください。

退職時に短期組合員の方は **短期** を参照してください。

任意継続組合員の方は **任意継続** を参照してください。

なお、退職時に短期組合員であっても、過去に一般組合員の期間を有する方は、**一般** が該当する場合がありますので、参考として **一般** を参照してください。

## I 長期給付（年金関係） **一般**

### 1 公的年金制度

- (1) 公的年金制度の概要 ..... 1
- (2) 厚生年金の種類と実施機関 ..... 2
- (3) 年金の種類と支給要件 ..... 3

### 2 老齢給付

- (1) 支給要件 ..... 4
- (2) 支給額 ..... 4
- (3) 繰上げ・繰下げ制度 ..... 8
- ＜ねんきん定期便＞ ..... 12
- ＜給付算定基礎額残高通知書（年金払い退職給付）＞ ..... 13

### 3 障害給付

- (1) 支給要件 ..... 14
- (2) 認定例 ..... 15
- (3) 支給額 ..... 16
- (4) 障害厚生年金を支給する実施機関 ..... 17
- (5) 障害厚生年金の失権 ..... 18
- (6) 傷病手当金及び傷病手当金附加金と年金等との調整 ..... 18
- (7) 障害手当金 ..... 19
- ＜障害等級表（障害厚生年金用）＞ ..... 20
- ＜認定基準（障害手当金用）＞ ..... 21

## 4 遺族給付

(1) 支給要件	22
(2) 遺族の範囲	22
(3) 支給額	23
(4) 遺族厚生年金の失権	25

## 5 年金に関する注意事項

(1) 併給調整	26
(2) 給付制限	28
(3) 時効	28

## 6 退職時の年金関係手続き

(1) 退職時の年金関係手続きフロー図	29
(2) 提出書類（様式）等の入手方法	30
(3) 提出書類及び提出方法	31
<退職届書の作成方法>	32
<組合員期間等証明書の作成方法>	34
<履歴書の整備方法>	36
<所属機関等コード表>	37
<(参考)国民年金の加入手続き>	38

## 7 年金待機者の手続き

(1) 年金待機者登録	40
(2) 年金待機者の氏名住所の変更等があったとき	40
<年金待機者異動報告書の提出について>	41

## 8 年金支給開始年齢になったときの手続き

## 9 年金受給者の手続き

(1) 年金の支給期	43
(2) 住所・氏名・年金の受取先を変更するとき	43
(3) 税金	44
(4) 加給年金額対象者調査	45
(5) 年金受給者が死亡したとき等	45
(6) 就職したとき	46
(7) 離職したとき	48
(8) 年金証書の紛失、届出用紙等について	49
<証明書等再交付自動受付サービスをご利用ください>	50
<こんなときには届出をしてください！>	51

## II 短期給付（退職後の健康保険関係）

<b>1 退職後の健康保険制度</b>	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 短期	
<【退職後の健康保険決定フロー】>			53
<各健康保険制度の概要等>			54
<b>2 退職後の注意事項</b>	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 短期	<input type="checkbox"/> 任意継続
(1) 医療機関への報告			55
(2) 交通事故に遭った場合			55
(3) 給付金受取口座			55
(4) 退職時に傷病により就労不能であったとき			55
(5) 退職後に海外へ転居または長期滞在する場合			55
<b>3 任意継続組合員制度</b>	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 短期	
(1) 概要			56
(2) 加入手続き			56
(3) 任意継続組合員の被扶養者			57
(4) 任意継続組合員に対する短期給付			59
(5) 任意継続組合員の掛金			60
(6) 任意継続組合員申出書の作成			62
<b>4 任意継続組合員制度加入後の手続き</b>			<input type="checkbox"/> 任意継続
(1) 各種変更等に係る手続き			64
(2) 任意継続組合員の資格喪失			64
(3) 掛金の納入証明書			64
(4) 短期給付の請求手続き等			65
(5) 各証交付・再交付等に係る手続き			66
(6) 各種手続きの詳細・提出書類の様式について			66

### Ⅲ 貸付金・福祉保険制度・アイリスプラン・健康診断

1 退職時の貸付未償還金の返済について	一般			
(1) 返済方法				67
(2) 団体信用生命保険（団信）制度について				67
2 貸付金等の利用について	一般	短期	任意継続	68
3 退職後の福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース）の取扱いについて	一般	短期	任意継続	69
4 退職後のアイリスプランの取扱いについて	一般	短期	任意継続	70
5 退職後の健康診断について	任意継続			
(1) 特定健康診査及び特定保健指導について				71
(2) 留意事項				72
(3) 個人情報の利用・保護・保管				72

### Ⅳ その他

担当連絡先				73
-------	--	--	--	----

# I 長期給付 (年金関係)

一般

※原則、「長期給付」は公立学校共済組合「一般組合員」のみ対象

年金担当

☎ 054-221-3132

電話相談窓口 3623



# 1 公的年金制度

## (1) 公的年金制度の概要

公的年金制度は、国民一人ひとりの生活の安定を支えるために設立された社会保障制度です。老齢、障害、死亡といった予測困難なリスクに対して、経済的損失を補填し、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。

昭和 19 年には厚生年金保険制度が開始され、被用者年金の基盤が整いました。

また、昭和 36 年には、被用者以外の方が加入する国民年金が開始となり、これにより国民皆年金制度が発足しました。

その後、昭和 61 年に大規模な制度改正が行われ、国民年金は、20 歳以上 60 歳未満の日本国内に居住する（外国人を含む）全ての方が加入する 1 階部分という基礎年金としての機能を担うものとなりました。

さらに、民間の会社員や公務員等が加入する「被用者年金制度」も整備され、2 階部分（基礎年金の上乗せ部分）の機能を担うものとなり、年金制度は 2 階建ての構造となりました。公務員の場合は共済組合に加入するとともに、国民年金にも同時に加入していることとなります。

現在、この 2 階部分は被用者年金制度の一元化によって「厚生年金」に統一され、その上には、民間の会社員には「企業年金」が、公務員には「年金払い退職給付」が加わり、3 階建ての構造となっています。

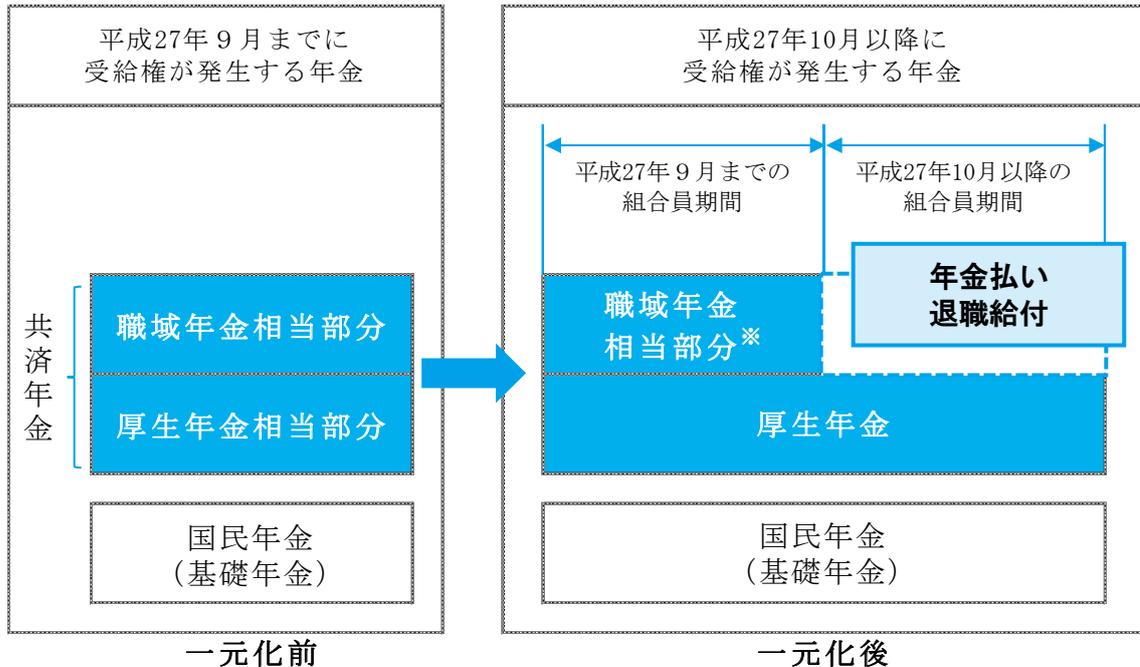
### <年金制度>

3 階部分	個人型年金 (iDeCo)		
	国民年金基金	企業年金	年金払い退職給付
2 階部分	厚生年金		
1 階部分	国民年金 (基礎年金)		
	【第 1 号被保険者】 自営業者・学生等	【第 2 号被保険者】 民間 (会社員)	【第 3 号被保険者】 第 2 号被保険者 (65 歳未満) の被扶養配偶者
国民年金保険料	自分で納付	第 2 号被保険者が加入している年金制度から拠出	

◎ 共済年金と厚生年金の一元化とは？

公務員と民間企業の年金制度は、共済年金と厚生年金として別々に運営されてきましたが、平成27年10月1日に厚生年金に一元化されました。

これにより、平成27年9月までの旧3階部分である、公務員の職務、責任等の特殊性が考慮された「職域年金相当部分」が廃止となり、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。



※ 平成27年9月30日以前に組合員期間がある方については、経過的職域加算額としてその期間の旧3階部分である職域年金相当部分の支給が保障されています。

(2) 厚生年金の種類と実施機関

厚生年金被保険者は、次の4つの種別に区分されます。

なお、次の第1号から第4号が加入する年金を、被用者年金といいます。

種別区分	対象者	実施期間
一般厚年被保険者（第1号）	民間被用者（会社員） ※臨時的任用職員、会計年度任用職員等を含む	日本年金機構
国共済厚年被保険者（第2号）	国家公務員等 （国立大学法人等職員）	国家公務員共済組合 国家公務員共済組合連合会
地共済厚年被保険者（第3号）	地方公務員等	地方公務員共済組合 （公立学校共済組合等）
私学共済厚年被保険者（第4号）	私立学校の教職員 （私学共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団

## (3) 年金の種類と支給要件

年金は、給付の事由によって、老齢・障害・遺族の3つに分類され、それぞれに一定の受給要件があります。

## ア 共済組合からの給付

## 【厚生年金】

種 類	支 給 要 件（概 要）
老齢厚生年金	組合員期間等が10年以上ある方が65歳に達したときに支給されます。
障害厚生年金	在職中に初診日のある傷病により、障害等級1級～3級の障害状態にあると認定されたときに支給されます。
障害手当金	障害厚生年金の対象となる障害状態よりも軽度な場合であって、その障害が治った（症状固定した）ときに一時金として支給されます。
遺族厚生年金	組合員が在職中に死亡したとき、老齢厚生（退職共済）年金又は障害厚生（共済）年金（障害等級1級又は2級に該当）の受給権者が死亡したとき等に、遺族に支給されます。

## 【年金払い退職給付】

種 類	支 給 要 件（概 要）
退職年金	1年以上の引き続く組合員期間がある方が退職し、65歳以上となったとき支給されます。
公務障害年金	公務による傷病により障害の状態になった場合に、障害の状態である間、支給されます。ただし、組合員である間は支給停止となります。
公務遺族年金	公務による傷病により死亡したときに、遺族に支給されます。

## イ 日本年金機構からの給付

## 【国民年金（基礎年金）】

種 類	支 給 要 件（概 要）
老齢基礎年金	加入期間等が10年以上ある方に65歳から支給されます。
障害基礎年金	障害等級1級又は2級の障害状態にあると認定されたときに支給されます。
遺族基礎年金	在職中又は退職後に死亡したとき、その方が生計を維持していた18歳未満の婚姻していない子等がいる場合に支給されます。

## 2 老齢給付

老齢厚生年金は、組合員期間等が10年以上ある方が、原則として65歳に達したときに支給されます。また、老齢厚生年金と併せて老齢基礎年金も支給されます。

### (1) 支給要件

次の全てに該当するときに受給できます。

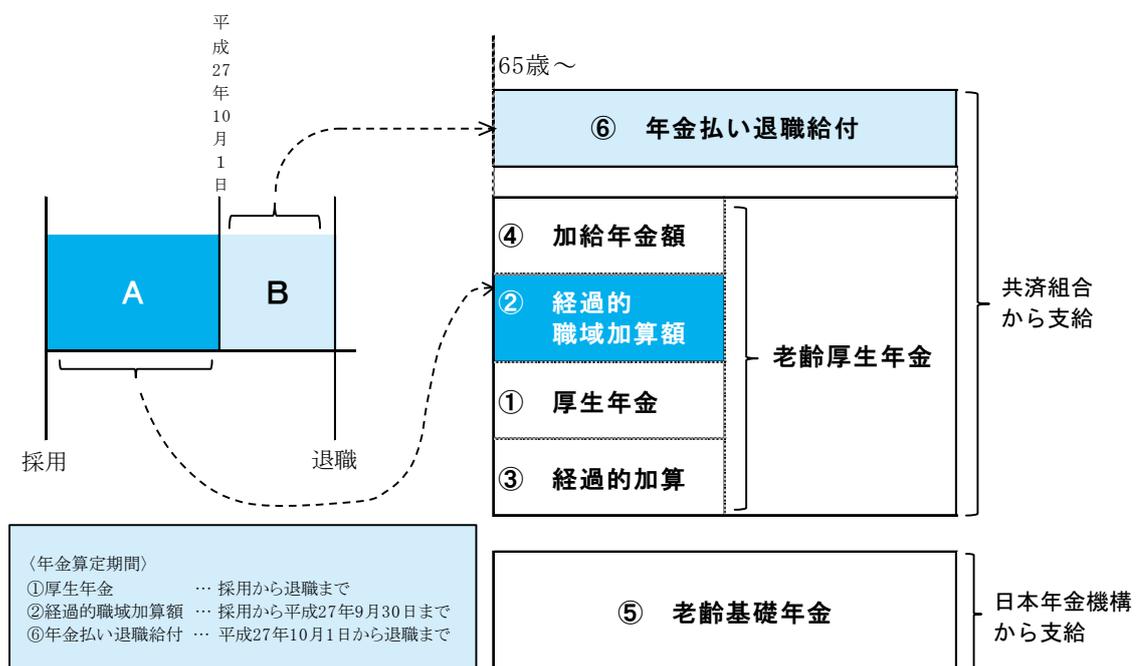
区 分	老齢厚生年金
支給開始年齢	65歳
組合員期間 (公務員の期間)	1か月以上
組合員期間等 (受給資格期間)	10年以上  組合員期間等とは、次の期間を合算した期間です。 ① 地方公務員の組合員期間（国家公務員の期間を含む） ② 厚生年金又は私立学校教職員共済制度の加入期間 ③ 国民年金の保険料納付済期間等（第3号被保険者と免除の期間を含む）

### (2) 支給額

老齢厚生年金の支給額は、「組合員期間」と「平均給料月額・平均給与月額（平成27年9月30日まで）」及び「平均標準報酬月額（平成27年10月1日以降）」に給付率を乗じて計算されます。

※ 年金の支給額は、組合員期間、平均標準報酬月額等、生年月日に応じた給付率などにより計算されることから、在職年数が同じであっても、在職中の給料や昇給の時期に違いがある場合は支給額が異なることとなります。

### 《例》



## ① 厚生年金

標準報酬月額と組合員期間に比例して支給される部分です。

## ② 経過的職域加算額

公務員の身分や職務、責任等の特殊性が考慮された部分です。「職域年金相当部分」は平成27年9月30日で廃止されましたが、平成27年9月30日までの組合員期間を有する方で平成27年10月1日以降に受給権が発生する方は「経過的職域加算額」と名称を変更し原則65歳から支給開始されます。

## ③ 経過的加算

20歳前や60歳以降の共済組合の加入期間は、老齢基礎年金の計算基礎から除外されますが、65歳以後の老齢厚生年金にこの期間が反映されます。

## ④ 加給年金額

組合員期間及び他の被用者年金制度の加入期間を合算して20年以上ある方が65歳に達し、老齢厚生年金の受給権が発生したときに、加給年金額対象者と生計を共にしている場合に加算されます。

なお、複数の被用者年金制度の加入期間がある場合は、最も長く加入していた被用者年金制度の老齢厚生年金に加算されます。

## 【加給年金額対象者】

対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額 (令和7年4月現在)
配偶者	65歳未満	恒常的な収入が年額850万円 (所得が655.5万円) 未満 ※収入限度額以上であつても、5年以内に定年退職等により収入限度額未満になると見込まれる場合も該当(恒常的な収入に障害厚生年金は含まない)	415,900円 (生年月日に応じた特別加算額を含む)
子	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳に達する日の属する年度末までの間にある子</li> <li>20歳未満で障害等級1級又は2級の障害状態にある子</li> </ul>		2人目まで1人につき 239,300円  3人目から1人につき 79,800円

(注) 恒常的な収入とは、給与収入・年金・家賃収入などの年収をいい、退職金や不動産等の売却による一時的な収入は含まれません。

老齢厚生年金の場合、加給年金額加算時期において、加給年金額対象者の要件を満たしている必要があり、その後に結婚しても、その配偶者は加給年金額対象者には該当しません。

## 【加給年金額の支給停止と終了】

配偶者が20年以上加入期間のある年金又は障害を事由とする年金の受給権を有している場合は停止されます。

また、加給年金額対象者が死亡したときや要件を欠くに至った場合は、加給年金額の加算は終了します。

⑤ 老齢基礎年金

20歳から60歳までの40年間全ての保険料を納めた場合、65歳から年額831,700円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は年額829,300円）（令和7年4月現在）の老齢基礎年金が、日本年金機構から支給されます。保険料を納めた期間が40年に満たない場合は、納めた期間に応じた年金額を受給することになります。

また、保険料を納めた期間が40年に満たない場合、60歳から65歳になるまでの間に、国民年金に任意加入することができます。

ただし、厚生年金の被保険者や共済組合の組合員は任意加入することができません。

⑥ 年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）

平成27年10月1日から「職域年金相当部分」に代わり、個々に保険料を積み立てる民間の企業年金に相当する「年金払い退職給付」が原則65歳から支給されます。

【年金払い退職給付の種類】

種類	概要
退職年金	<p><b>1 受給要件</b>                      次のすべての要件を満たしているときに受給できます。                      ① 1年以上の引き続く組合員期間を有すること                      ② 65歳以上であること                      ③ 退職していること                      支給開始年齢は、原則65歳で、60歳から繰上げてまた75歳まで繰下げて（受給権発生から10年）受給することもできます。                      組合員期間が10年未満の方は給付算定基礎額が2分の1となります。</p> <p><b>2 支給形態</b>                      給付額の半分は終身年金、残りの半分は有期年金として支給されます。                      なお、有期年金については、次のとおりです。                      ① 支給期間は20年（本人の申し出により10年又は一時金で受給することも選択できます。）です。受給権発生から6月経過以降に請求した場合、支給期間は選択できず、20年となります。                      ② 受給権者が死亡された場合は、有期年金の残余部分が一時金として遺族(P22「遺族の範囲」参照)の方に支給され、終身年金は終了します。                      ③ 一時金を希望した場合、退職金の源泉徴収票の写しが必要な場合があります。</p> <p style="text-align: center;">＜支給形態イメージ図＞</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">有期年金</div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>① <span style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 2px 10px;">一時金</span></p> <p>② <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">10年</span></p> <p>③ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">20年</span></p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div>有期年金は①～③より選択</div> </div> <p style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 5px 20px; display: inline-block;">終身年金</span> </p>

<b>公務障害年金</b>	<p><b>1 受給要件</b> 公務による傷病により障害の状態になった場合に、障害の状態である間、支給されます。ただし、組合員である間は支給停止となります。</p> <p><b>2 支給水準</b> 従前の職域年金相当部分と同額です。 ※ 通勤災害や公務外の場合は、年金の対象になりません。</p>
<b>公務遺族年金</b>	<p><b>1 受給要件</b> 公務による傷病により死亡された場合で、遺族(P22「遺族の範囲」参照)の方がいる場合に支給されます。</p> <p><b>2 支給水準</b> 従前の職域年金相当部分と同額です。 ※ 通勤災害や公務外の場合は、年金の対象になりません。</p>

#### 【年金払い退職給付の仕組み】

平成 27 年 9 月 30 日までの職域年金相当部分は賦課方式（注 1）による給付ですが、平成 27 年 10 月 1 日からの年金払い退職給付は、積立方式（注 2）による給付です。

積立方式は組合員一人ひとりに、仮想の個人勘定を設定します。この個人勘定に各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を利子とともに、毎月積み立てます。これらを累積した「給付算定基礎額」が年金の原資となります。

なお、年金額は、基準利率の変動や寿命の伸び等を踏まえた年金現価率を基に改定されま

す。

（注 1） 賦課方式…現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式

（注 2） 積立方式…将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料で積み立てる方式

#### 【一時金を請求する際の注意事項】

一時金は、税法上退職所得の扱いになりますので、65 歳で年金払い退職給付を一時金で受給することを選択した場合、退職時の退職手当の額と一時金の額を合算して、税額を再計算します。このため、請求する年を含む 5 年以内に退職手当等の支払を受けている場合、「源泉徴収票」が必要となります。

### （3）繰上げ・繰下げ制度

#### ア 繰上げ制度

65歳からの老齢厚生年金と老齢基礎年金は、60歳到達以降65歳に達するまでの間に繰り上げて受給することができます。ただし、繰り上げた月数に応じて年金額が減額されます。

#### 【減額率】

- ・繰上げ請求をした月の翌月から65歳に達する月の前月までの繰り上げる月数1か月につき0.4%（1年あたり4.8%）減額されます。
- ・最大で60月まで繰り上げることができます。（ $0.4\% \times 60 \text{月} = 24\%$ の減額）

#### 【注意事項】

- ・老齢厚生年金の減額は、生涯にわたって続きます。このため、受け取る期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合があります。
- ・繰上げ請求を行った後に、取消しをすることはできません。
- ・繰上げ請求を行った後は、障害基礎（共済・厚生）年金に関する以下の請求等ができなくなります。
  - ① 事後重症などによる障害基礎（共済・厚生）年金の請求
  - ② 繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
  - ③ 3級の障害共済（厚生）年金受給権者の障害の程度が増進した場合の改定請求
- ・繰上げ請求を行った後に、国民年金の寡婦年金を請求することはできません。  
また、すでに寡婦年金を受給されている方については、寡婦年金の権利はなくなります。
- ・繰上げ請求を行った後に、国民年金の任意加入被保険者になることはできません。
- ・繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は繰上げ支給の老齢厚生年金の一部（または全部）が支給停止となる場合があります。
  - ① 障害基礎（共済・厚生）年金、遺族基礎（共済・厚生）年金の受給権がある場合
  - ② 厚生年金保険又は私立学校教職員共済制度に加入されている場合
  - ③ 常勤の公務員として再就職し、共済組合の組合員となった場合
  - ④ 雇用保険による失業給付を受給する場合
- ・複数の老齢厚生年金の期間（一般厚年被保険者等の期間（P2参照））を有している場合及び老齢基礎年金は併せて繰上げの申出が必要です。

## ◎ 繰上げ支給の老齢厚生年金額

$$\text{老齢厚生年金の金額} \times (1 - 0.4\% \times \text{繰上げ請求月}^{(注)} \text{から} 65 \text{歳到達月の前月までの月数})$$

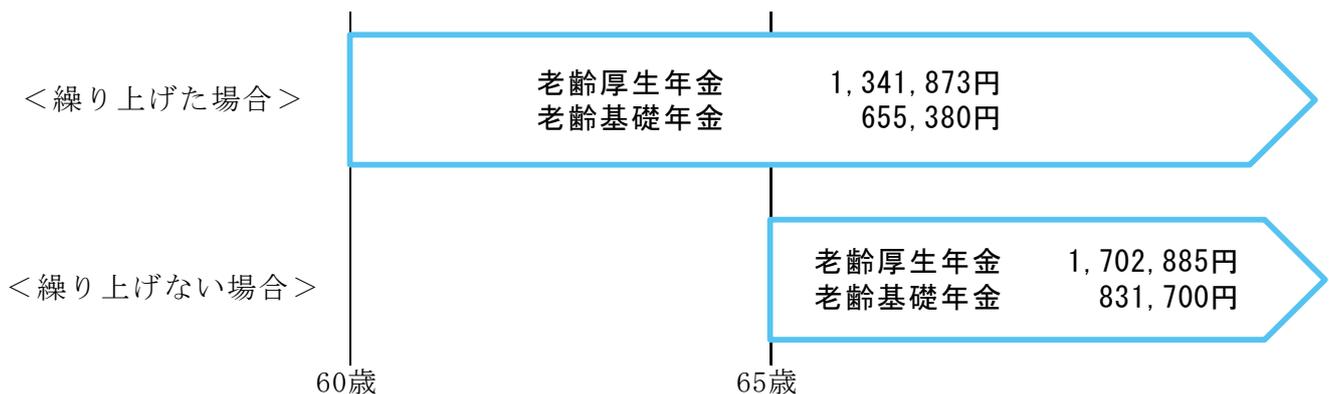
(注) 繰上げ請求月の翌月から減額されます。

なお、60歳に到達した日（60歳の誕生日の前日）から支給開始年齢に到達した日の前日までの間に繰上げ請求を行う必要があります。

＜例＞ 昭和40年9月8日生まれの方が繰り上げた場合

繰上げ請求する場合、加給年金額を除く老齢厚生年金と併せて老齢基礎年金（国民年金）も同時に繰り上げて受給することとなります。

- ・繰上げ請求日（退職日の翌日）… 令和8年4月1日
- ・繰上げ開始月 … 令和8年5月
- ・繰上げ月数 … 53月（減額率21.2%）



## イ 繰下げ制度

65歳からの老齢厚生年金と老齢基礎年金は、66歳以降75歳までの申し出た月の翌月まで繰り下げて受給することができ、繰り下げた月数に応じて加算された年金が受給できます。

なお、加給年金額も同時に繰り下げることとなりますが加算はありません。

また、繰下げ待機期間中に在職支給停止期間がある場合は、支給停止される額を除いて繰下げ加算額を計算します。

※ 繰下げ請求した老齢厚生年金の繰下げ増額分の金額については、在職支給停止計算における基本月額算定の対象から除かれます。

【増額率】

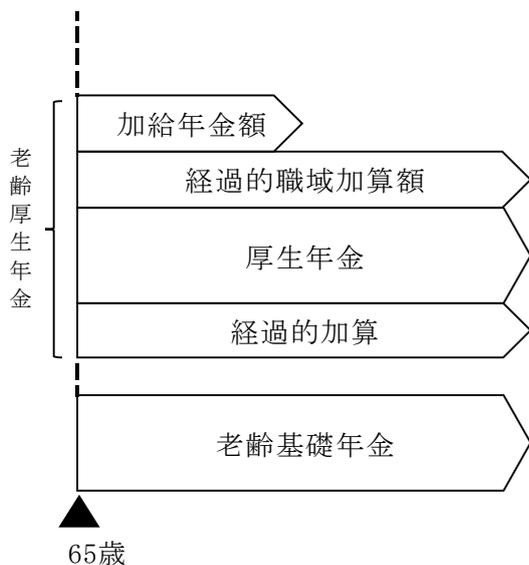
- ・65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの繰り下げる月数1か月につき0.7%増額されます。
- ・最大で120月（※）まで繰り下げることができます。（0.7%×120月＝84%の増額）
- ※ 昭和27年4月1日以前生まれの方は最大60月

【注意事項】

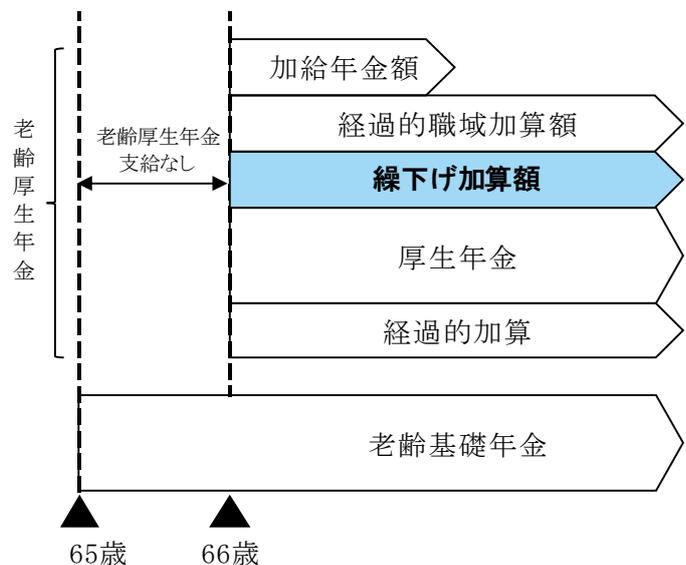
- ・複数の老齢厚生年金の期間（一般厚年被保険者等の期間（P2参照））を有している場合、併せて繰下げの申出が必要です。
- ・遺族又は障害年金の受給権を有する場合は、繰下げを希望することはできません。
- ・老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して1年を経過した日以前に、遺族年金等の受給権者となった場合、老齢厚生年金の繰下げ請求を行うことができませんが、受給権を取得した日から起算して1年を経過した日以後に遺族厚生年金等の受給権を有した場合は、老齢厚生年金の繰下げ請求ができます。その場合、遺族厚生年金の受給権が発生した時点において、老齢厚生年金の支給繰下げの申出があったものとみなし、繰下げ支給の老齢厚生年金を決定することとなります。
- ・障害等級に該当しなくなった場合で、65歳に達したときと障害等級に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく3年を経過したときのどちらか遅い時点で障害年金の権利を消滅することとなるため、障害等級に該当しなくなった年齢によっては繰下げの可否が生じます。
- ・老齢厚生年金と老齢基礎年金の支給の繰下げの申出は、同時に行う必要はありませんので、それぞれで支給を希望する時期に手続きを行ってください。

《例》

【繰り下げない場合】



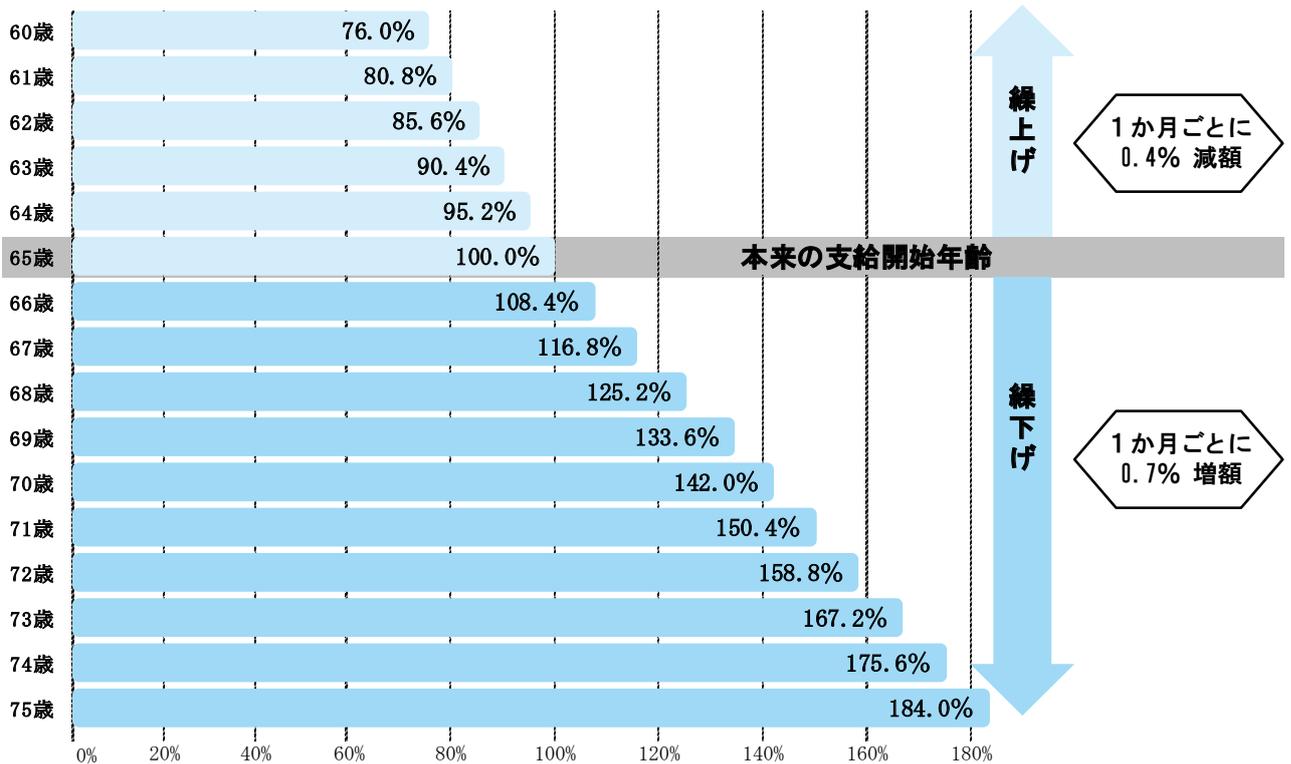
【老齢厚生年金を66歳まで繰り下げた場合】



## ◎ 繰上げ・繰下げについて補足

繰上げ受給は年金を早めにもらえる半面、1か月繰り上げるごとに年金額が0.4%減額されます。例えば、60歳から繰上げ受給した場合、本来の支給開始年齢である65歳のときの76%まで減額されます。一度手続きをすると途中で撤回できないため、年金額は生涯減額されたままです。

これに対し、繰下げ受給では1か月につき0.7%、1年で8.4%の年金が上乘せされます。例えば、75歳まで繰下げした場合、年金額は本来の支給開始年齢である65歳のときと比べて84%増額し、増えた年金額が一生涯続きます。



## ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は、年金の加入記録を確認していただくことや、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、**毎年1回、誕生月の下旬に送付**しています。

誕生月の約4か月前の情報を抽出して作成するため、住所変更があった場合や異動等により共済組合が変わった場合などは、情報の反映が間に合わず正確にお届けができない場合があります。

退職後は、加入した年金制度の実施機関から送付されますが、当共済組合の組合員資格喪失後、公的年金制度に加入されていない年金待機者の方については当共済組合から送付します。

なお、直近の14か月にどの公的年金制度にも加入されていない方は、前回送付した定期便と内容に変更を生じないことから、送付対象外となります。

発行形式	封 筒		は が き	
年 齢	35歳・45歳	59歳	50歳未満	50歳以上
記載内容	<b>年金見込額</b> これまでの加入実績に基づいて算出されます。	<b>年金見込額</b> 現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものととして算出されます。	<b>年金見込額</b> これまでの加入実績に基づいて算出されます。	<b>年金見込額</b> 現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものととして算出されます。
	これまでの年金加入期間・加入履歴		これまでの年金加入期間	
	これまでの保険料（掛金）納付状況		直近13か月の保険料（掛金）納付状況	

※ 年齢により発行形式や記載内容が異なります。

### 《例》 ねんきん定期便 はがき（50歳以上）抜粋

#### 1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

① 国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 計 （未納月数を除く）  （a+b+c）	合算対象期間等  （d）	受給資格期間  （a+b+c+d）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金 計 （未納月数を除く）				
月	月	月	月			
② 厚生年金保険（b）			厚生年金保険 計	月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 （国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金 （私立学校の教職員）				
月	月	月	月			

#### ① 国民年金欄

- ・ 第1号被保険者：学生であったとき等、ご自身で国民年金保険料を納付した期間
- ・ 第3号被保険者：配偶者の被保険者として認定されていた期間

#### ② 厚生年金保険欄

公務員として勤務していた期間、民間の会社や臨時講師として勤務していた期間や私立学校に勤務していた期間

### 共済組合期間に記載のない期間の照会

共済組合の期間に「漏れ」や「誤り」がある場合 … 当該共済組合

国民年金・厚生年金の期間に「漏れ」や「誤り」がある場合 … 近隣の年金事務所

私立学校の教職員の期間に「漏れ」や「誤り」がある場合 … 日本私立学校振興・共済事業団

## 給付算定基礎額残高通知書（年金払い退職給付）

この通知書は、年金払い退職給付の給付算定基礎額残高等の情報をお知らせするものとして、毎年1回、7月下旬にご自宅に送付しています。

組合員の方には毎年、すでに退職され組合員資格を喪失されている方には、退職時と節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）の翌年度にお知らせしています。

この年金は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てておき、その積み立てた額から年金を支給する「積立方式」による給付です。

給付算定基礎額残高通知書				
6年 4月 ~ 7年 3月				
公立 太郎 様 (86841000000001) 単位円				
(入金)期月	①標準報酬月額	②付与額	③利息	④給付算定基礎額残高
前年度末				920570
4月	500000	7500	54	928124
5月	500000	7500	54	935678
6月	1534000	23010	55	958743
7月	500000	7500	56	966299
8月	500000	7500	56	973855
9月	560000	8400	57	982312
10月	560000	8400	214	990926
11月	560000	8400	216	999542
12月	1640000	24600	221	1024363
1月	560000	8400	223	1032986
2月	560000	8400	225	1041611
3月	560000	8400	227	1050238
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身遺族年金算定基礎額	
⑤前年度末	920570			
⑥付与額累計	128010	—	—	
⑦利息額	1658			
⑧今回通知	1050238			
⑨給付算定基礎額等合計	1050238			
⑩年金払い退職給付加入期間				9年6月
⑪付与率	令和6年4月 ~ 令和7年3月			1.500%
	年 月 ~ 年 月			%
⑫基準利率(年率)	令和6年4月 ~ 令和6年9月			0.070%
	令和6年10月 ~ 令和7年3月			0.260%

Check!

基礎年金番号 999999999

作成日 令和 7年 6月 18日



### ⑨ 給付算定基礎額等合計

この金額が前年度までの給付算定基礎額となり、年金払い退職給付の年金額算定の基礎になります。

### 3 障害給付

障害給付には、「障害厚生年金」、「障害基礎年金」及び「障害手当金」があります。

障害厚生年金は、在職（被用者年金制度加入期間）中に初診日のある病気やけがにより、在職中又は退職後に障害の状態にあると認定されたときに支給されます。

なお、現在、短期組合員であっても過去に一般組合員の期間がある方は要件に該当すれば支給対象になります。

#### (1) 支給要件

次の3つの要件をすべて満たした場合、障害厚生年金を受給することができます。

要件	内容
初診日	被用者年金制度に加入した期間に初診日（注1）があること
障害認定日	次のいずれかの要件を満たしていること ① 初診日から1年6か月を経過した日又は症状が固定した日（障害認定日）又は、障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に、1級～3級の障害の状態（P20参照）であること（注2） ② 初診日から1年6か月を経過していないが、傷病の状態が特例症例（注3）であること
保険料納付	初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること ① 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間（注4）のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が全期間の3分の2以上であること ② 初診日が令和18年3月31日以前で、初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

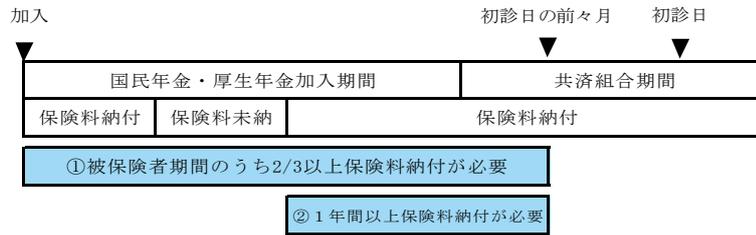
（注1）初診日とは傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日であり、傷病名を診断された日とは異なります。

（注2）この等級は、身体障害者手帳の等級とは異なり、共済組合本部において認定を行います。

（注3）次の特例症例の状態になったときは、初診日から1年6か月を経過していなくても、それだけの日が障害認定日となります。

特例症例の状態	障害認定日
人工骨頭、人工関節の装着	置換手術をした日
脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して、6か月を経過した日以後 ※ 医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めない いと認められる場合等に限る
心臓ペースメーカー、ICD、人工弁の装着	装着した日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着した日
CRT（心臓再同期医療機器）CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）	装着した日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトを含む）を挿入置換	挿入置換した日
新膀胱の造設	造設した日
人工肛門の造設、尿路変更術施行	手術をした日から起算して6か月を経過した日
人工透析療法施行	透析開始後から起算して3か月を経過した日
上・下肢を切断又は離断	切断又は離断した日
喉頭全摘出	全摘出した日
在宅酸素療法施行	在宅酸素療法を開始した日
遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以後

（注4）公的年金の加入期間は、国民年金の保険料納付済期間（共済組合の組合員期間、厚生年金保険の被保険者期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間です。

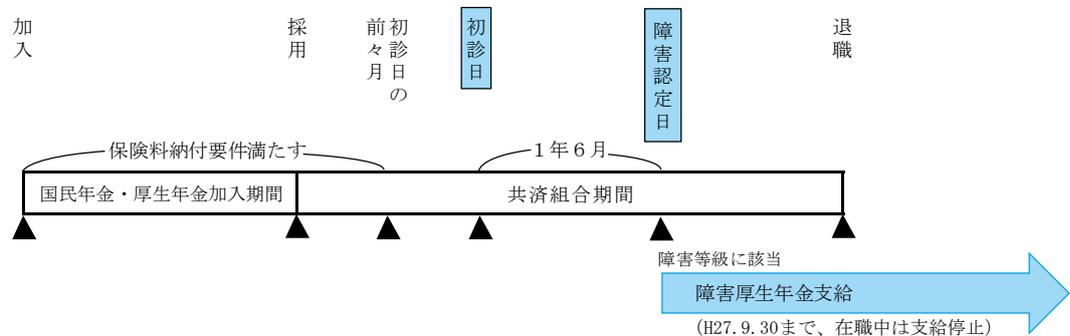


※ ①又は②のいずれかの保険料納付要件を満たすことが必要

## (2) 認定例

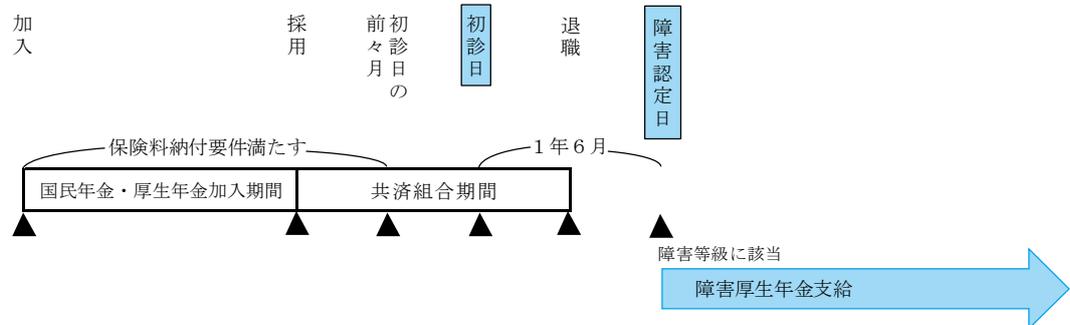
### 《例1》 障害認定日が在職中の場合

支給要件（P14 参照）を満たした場合、請求により障害認定日の翌月分から支給されます。



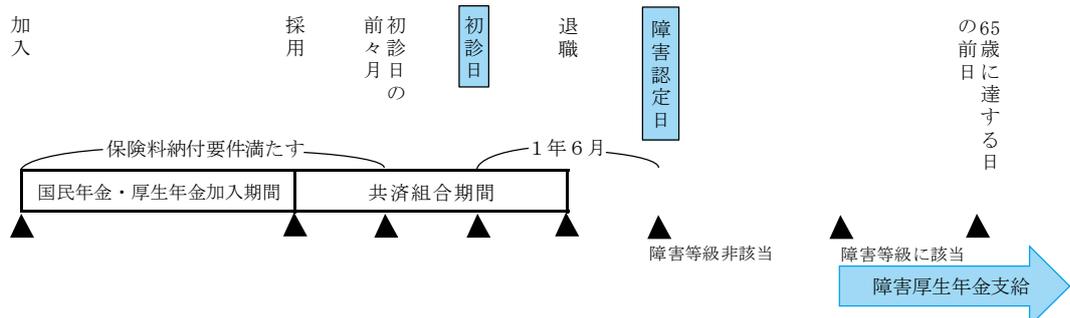
### 《例2》 障害認定日が退職後の場合

支給要件（P14 参照）を満たした場合、障害認定日が退職後であっても、請求により障害認定日の翌月分から支給されます。

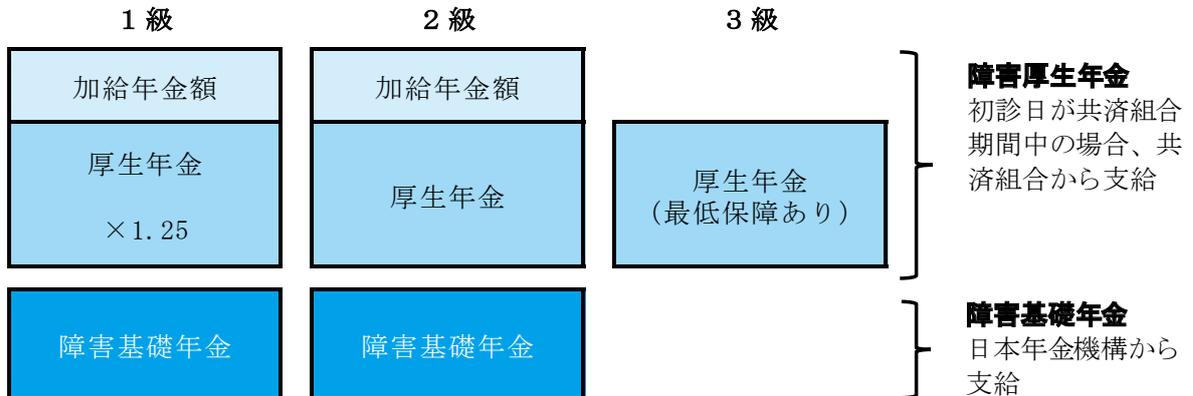


### 《例3》 事後重症

支給要件（P14 参照）のうち、初診日及び保険料納付については満たしているが、障害認定日時点では障害等級に該当していない場合、その後傷病が悪化し、65歳に達する日の前日までに障害等級に該当する障害状態となれば、請求により請求日の翌月分から支給されます。



(3) 支給額



ア 障害厚生年金の支給額

- ・ 障害の程度が1級のときは、厚生年金の額に1.25を乗じます。
- ・ 障害年金額の算定の基礎となる組合員期間の月数は、資格取得月から障害認定日（他の実施機関の加入期間も含めて被保険者（組合員）になった日から障害認定日）までの月数となります。組合員期間が300月に満たない場合は、300月とみなして計算をします。
- ※ 一元化前に受給権が発生した障害共済年金が遡って決定される場合の算定の対象期間は、公務員共済の期間のみとなります。
- ・ 障害等級3級の場合、厚生年金が障害基礎年金の額の4分の3（令和7年4月現在623,800円）に満たないときは、その額が保障されます。
- ・ 障害等級が1級及び2級の場合で配偶者の加給年金額対象者がいる場合、加給年金額（239,300円）が加算されます。（P5参照）また、受給権取得後に婚姻した場合であっても、加給年金額の加算の要件を満たした場合は、加給年金額が加算されます。
- ・ 複数の被用者年金に加入していた場合、被用者年金に加入していた期間ごとに計算し、合算して支給します。（P17参照）

イ 障害基礎年金の支給額

【年金額】

障害等級	年金額（令和7年4月現在）
1 級	1,039,625 円（1,036,625 円）
2 級	831,700 円（829,300 円）

※ 昭和31年4月1日以前生まれの組合員は（ ）の金額を参照

【子の加算額】

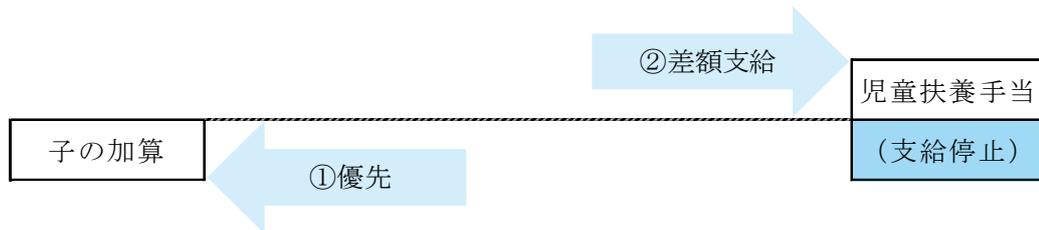
障害基礎年金の額には、その方により生計を維持されている18歳未満（18歳に達する年度末まで）の子又は20歳未満で障害の程度が1級、2級に該当している子がいるときは、次の年金額が加算されます。

なお、障害基礎年金の受給権が発生した時点で、加算の対象となる子がいなくても、その後、出生等により加算の要件を満たすことになった場合には、加算されます。

子の人数	年金額（令和7年4月現在）
2人目まで1人につき	239,300円
3人目以上1人につき	79,800円

※ 児童扶養手当（注）との調整

子の加算額の対象者となる子が児童扶養手当を受けられる場合は、一律に子の加算額を優先（下記①）して受給します。そのうえで、子の加算額が、児童扶養手当の額を下回る場合には、その差額分（下記②）の児童扶養手当が受給できます。



（注）児童扶養手当

支給対象者は、父または母が一定程度の障害の状態にある時にいる子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども）等です。詳しくは、居住地の市区町村へお問い合わせください。

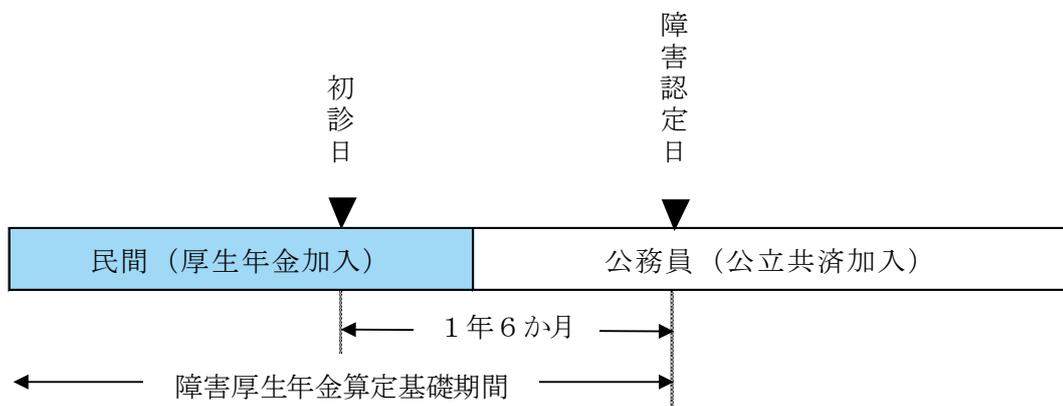
（4）障害厚生年金を支給する実施機関

複数の被用者年金制度に加入していた場合、初診日において加入している実施機関（日本年金機構、公立学校共済組合等）に請求し、そこから障害厚生年金が支給されます。

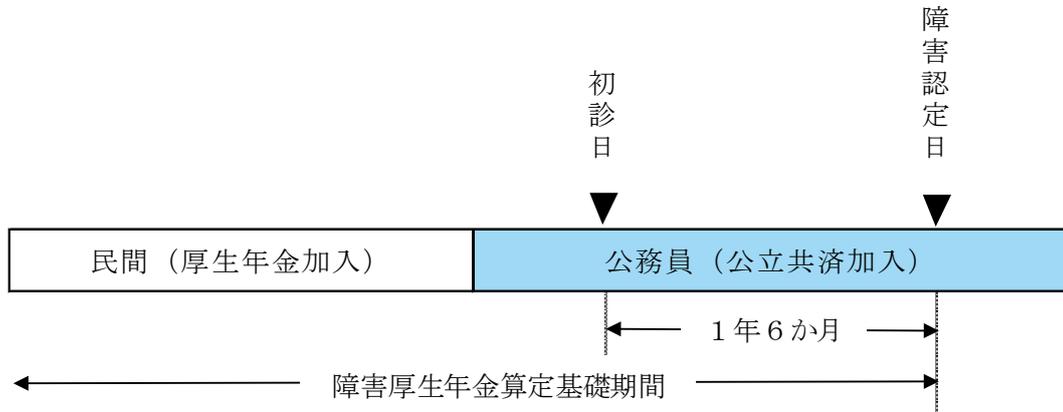
なお、その場合の障害厚生年金は、それぞれの加入期間ごとに平均標準報酬月額を計算し、加入期間ごとに計算した額を合算して得た額が年金額となります。合算した加入期間が300月に満たない場合は300月とみなして計算します。

《例》

- ① 初診日が、民間（厚生年金加入）の場合 … 日本年金機構に請求する
- ② 初診日が、私学（厚生年金加入）の場合 … 私学共済組合に請求する



- ③ 初診日が、公務員（公立共済加入）の場合 … 公立学校共済組合に請求する



**(5) 障害厚生年金の失権**

障害厚生年金を受ける権利は、次のいずれかに該当したときに消滅します。

- ア 受給権者が死亡したとき
- イ 障害等級に該当する程度の障害の状態にない方が65歳に達したとき  
ただし、65歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく、3年を経過していないときを除く。
- ウ 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく3年を経過したとき  
ただし、3年を経過した日において、当該受給権者が65歳未満であるときを除く。

**(6) 傷病手当金及び傷病手当金附加金と年金等との調整**

障害厚生年金や障害基礎年金、又は障害手当金の支給を受けることになった方が、同一の傷病で共済組合から支給される傷病手当金（傷病手当金附加金を含む。）を受給できるときは、障害厚生年金等の支給の範囲内で傷病手当金（傷病手当金附加金を含む。）が支給停止となります。



**(7) 障害手当金**

在職（被用者年金制度加入期間）中に初診日のある病気・ケガが初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときに一時金として支給されます。

**ア 支給要件**

次の3つの要件をすべて満たした場合、障害手当金を受給することができます。  
ただし、下記の除外者は除きます。

要件	内 容
初 診 日	被用者年金制度に加入した期間に初診日（注1）があること
障害認定日	初診日から5年以内に病気やケガが治った（注2）が、厚生年金保険法施行令別表第2に定める障害の状態（P21参照）であること
保険料納付	初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること ① 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が全期間の3分の2以上であること ② 初診日が令和18年3月31日以前で、初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

（注1）初診日とは傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日であり、傷病名を診断された日とは異なります。

（注2）「病気やケガが治った」とは、症状が固定し、治療の効果が期待できない状態を指します。

**【除外者】**

次のいずれかに該当する方には支給されません。

- ① 共済組合・国民年金・民間期間に係る厚生年金保険等の年金給付の受給権があるとき（障害等級3級以上に該当しなくなって3年を経過した方を除く。）。
- ② 同じ病気・ケガで地方公務員災害補償法の規定による通勤災害又はそれに相当する補償を受ける権利を有するとき。

**イ 支給額**

障害等級2級の障害厚生年金の額の2年分に相当する額が支給されます。

なお、2つ以上の被用者年金制度に加入していた場合は、それぞれの加入期間ごとに平均標準報酬月額を計算し、加入期間ごとに計算した額を合算して得た額が年金額となります。

ただし、職域年金相当部分は、平成27年9月30日までの組合員期間で算出します。

**ウ 障害手当金を支給する実施機関**

障害厚生年金の取扱いと同じになります。

障害等級表（障害厚生年金用）

障害の程度	障害の状態	
1級	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	<p>次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</li> <li>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</li> <li>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</li> </ul> <p>両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの</p> <p>前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	<p>次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</li> <li>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</li> <li>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</li> </ul> <p>両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
3級	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	<p>次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの</li> <li>ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの</li> <li>ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの</li> </ul> <p>両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの</p> <p>一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの</p> <p>長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの</p> <p>おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの</p> <p>一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>両下肢の10趾(し)の用を廃したもの</p> <p>前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの</p>

## 備考

- 1 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

## 認定基準（障害手当年金用）

番号	障害の状態
1	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
2	1眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の2指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の3指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
20	一下肢の5趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

## 備考

- 1 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

## 4 遺族給付

遺族給付には、「遺族厚生年金」と「遺族基礎年金」があります。

遺族厚生年金は、次の受給要件のいずれかに該当した場合に遺族に支給されます。

### (1) 支給要件

要件	内容
短期要件	① 厚生年金被保険者であった方が死亡したとき ② 厚生年金被保険者であった方が退職し、被保険者であった間に初診日がある病気やけがにより、初診日から5年を経過する日より前に死亡したとき ③ 障害等級が1級又は2級の障害厚生年金受給権者が死亡したとき
長期要件	組合員期間等が25年以上ある老齢厚生年金受給権者又は組合員期間等が25年以上ある方が死亡したとき

※ 上記長期要件の「組合員期間等」とは、P4の(1)支給要件の組合員期間等にある①～③を合算した期間です。

※ ①又は②に該当する場合は、死亡した方が以下のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- ・死亡日の前日において、死亡した日の属する月の前々月までに、国民年金の被保険者期間があり、かつ当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。
- ・死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。（死亡日が令和18年3月31日以前のときで、死亡した方が65歳未満であった場合に限られます。）

### (2) 遺族の範囲

遺族とは下表に掲げる方で、厚生年金被保険者であった方が死亡した当時、厚生年金被保険者であった方と生計を共にしていた方のうち、将来にわたって恒常的な収入（注1）が850万円未満（自営業等での所得限度額は655.5万円未満）である方をいいます。

また、先順位者が失権しても、次順位以下の方に転給されません。

なお、遺族の方が同順位（例：配偶者及び子）の場合は双方が受給権者となるため、いずれかが失権した際は、残された方に遺族給付が支給されます。

順位	続柄	条件
第1順位	配偶者 (注2)	・妻…年齢による条件なし ・夫…受給権発生時に55歳以上(60歳未満は支給停止)
	子	・18歳到達年度末までで配偶者がいない ・受給権発生時から引き続き障害等級1・2級に該当し、20歳未満で配偶者がいない
第2順位	父母	受給権発生時に55歳以上(60歳未満は支給停止)
第3順位	孫	第1順位の子と同じ
第4順位	祖父母	第2順位の父母と同じ

(注1) 恒常的な収入 … 給与収入・年金・家賃収入などの年収をいい、退職金や不動産等の売却による一時的な収入は含まれません。なお、収入限度額以上であっても、5年以内に定年退職等により収入限度額以下になると見込まれる場合は、遺族として該当します。

(注2) 配偶者 … 夫が55歳以上の場合は、夫に遺族基礎年金(P25参照)が支給されるときに、60歳より前でも遺族厚生年金が支給されます。

## (3) 支給額

老齢厚生年金の報酬比例部分の概ね4分の3が遺族に支給されます。

$$\left[ \begin{array}{c} \text{経過職域加算額} \\ + \\ \text{厚生年金} \end{array} \right] \times \frac{3}{4} + \left[ \text{中高齢寡婦加算（注）} \right]$$

## ア 計算方法・請求先

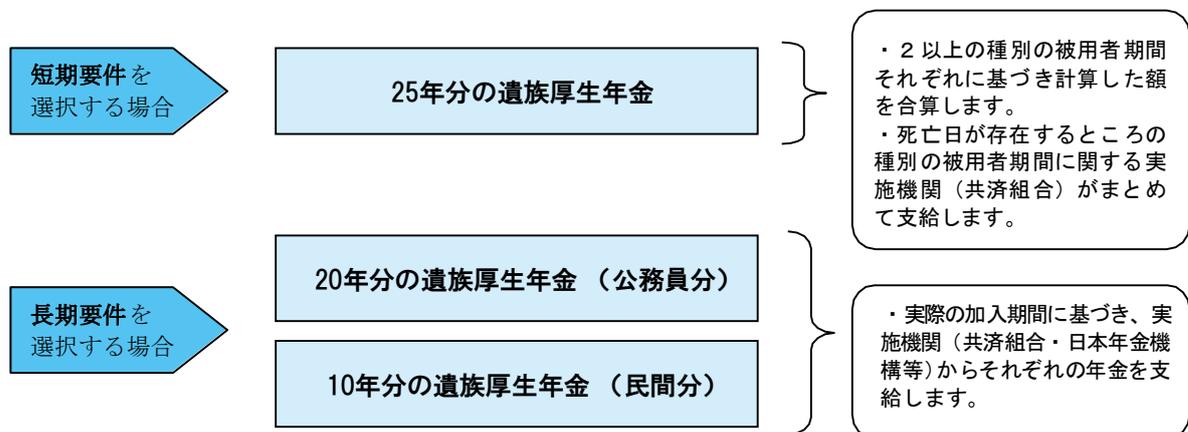
支給要件（短期要件と長期要件）（P22 参照）により、次の計算方法となるため、年金額が異なります。組合員期間等が25年以上ある方が死亡した場合、短期要件・長期要件の両方に該当するため、年金額が有利な方を選択し、支給します。

要件	計算方法
短期要件	実際の組合員期間にかかわらず、組合員期間を300月として年金額を算出します。
長期要件	実際の組合員期間を基に年金額を算出します。

2つ以上の被用者年金制度に加入していた方が死亡した場合、短期要件・長期要件により次のように計算方法及び請求先が変わります。

この場合でも、年金額が有利な方を選択し、支給します。

《例》 民間で10年勤務（厚生年金加入）した後、公務員で20年勤務し在職中に死亡した場合



(注) 中高齢寡婦加算（子のいない妻に対する加算）

夫が死亡した当時、40歳以上65歳未満である妻に中高齢寡婦加算額を加算します。（夫が死亡した当時、妻の年齢が40歳未満の場合、40歳到達時に同一給付の遺族基礎年金受給権者であれば、基礎年金失権後加算されます。ただし、長期要件に該当した場合、夫の被保険者期間が20年以上なければ加算されません。）

なお、65歳に達した月の翌月からは、自分の老齢基礎年金が支給されますので、この加算はなくなり、遺族厚生年金の金額は減額となります。

ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた妻については、国民年金の加入期間が短く自分の老齢基礎年金が相当程度少額になる場合があることから、妻の生年月日に応じた「経過的寡婦加算額」が引き続き加算されます。

● 18歳未満の子がない場合

(1) 夫の死亡時に40歳以上の場合

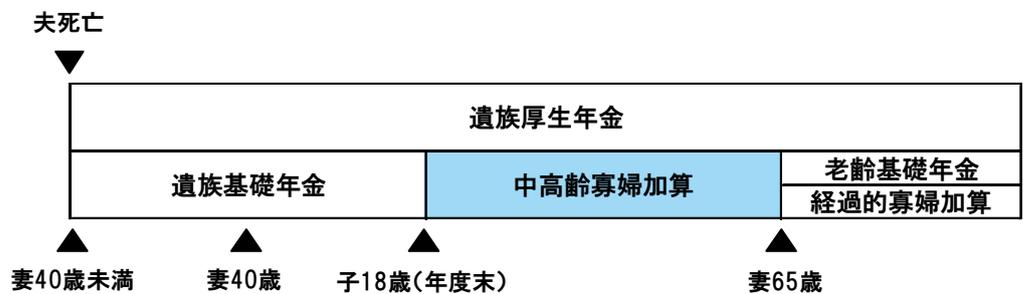


(2) 夫の死亡時に40歳未満の場合



● 18歳未満の子がいる場合

(1) 妻の40歳到達時に子が18歳未満（注）の場合



(2) 妻の40歳到達時に子が18歳となっている場合



(注) 18歳未満 … 1・2級の障害状態にある子は「20歳未満」

イ 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、死亡した方に生計を維持されていた年間収入 850 万円未満の次の①又は②のいずれかに該当するときに支給されます。

- ① 子のある配偶者
- ② 18 歳到達年度の末日に達していない子又は 20 歳未満で障害等級 1 級・2 級の障害の状態にある子で、かつ、婚姻していない方

ただし、上記①及び②が遺族基礎年金を受給するためには、死亡した方の国民年金の保険料納付済期間（共済組合の組合員期間、厚生年金保険の被保険者期間を含む）と保険料免除期間を合わせた期間が、国民年金に加入しなければならない期間の 3 分の 2 以上であることが必要です。

なお、配偶者が遺族基礎年金を受給している場合は、子の遺族基礎年金は支給停止となります。

◎ 遺族基礎年金額（令和 7 年 4 月現在）

831,700円（S31. 4. 2以降生まれの方）	+	子の加算額
----------------------------	---	-------

子の加算（令和 7 年 4 月現在）

配偶者が受給するときの加算額	
子の人数	年金額
2 人目まで 1 人につき	239,300 円
3 人目から 1 人につき	79,800 円

子が受給するときの加算額	
子の人数	年金額
2 人目(注)	239,300 円
3 人目から 1 人につき	79,800 円

※ 子が 1 人の時は加算なし

(4) 遺族厚生年金の失権

遺族厚生年金の受給権をもつ方が、次のいずれかの条件に該当した場合は受給権を失います。

- ア 死亡したとき
- イ 結婚したとき
- ウ 直系血族および直系姻族以外の人の子になったとき
- エ 死亡した組合員であった人との親子関係が、離縁によって終了したとき
- オ 子又は孫が 18 歳になった年度の年度末に達したとき
- カ 障害等級 1 級又は 2 級の状態にある子又は孫が 20 歳に達したとき  
(障害の状態が改善され、1 級又は 2 級に該当しなくなったときは受給権を失います。)
- キ 30 歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得したとき、18 歳未満の子がいない場合で、遺族厚生年金の受給権を取得した日から 5 年を経過したとき
- ク 18 歳未満の子のいる 30 歳未満の妻が、30 歳に達する前に遺族基礎年金の受給権が消滅した場合で、消滅したときから 5 年を経過したとき

《例》 30 歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得したとき、18 歳未満の子がいない場合  
(上記キの例)



## 5 年金に関する注意事項

### (1) 併給調整

同一の方に複数の年金の受給権が発生した場合は、原則として一つの年金を選択して支給することになり、選択した年金以外は支給が停止されます。

ただし、同一給付事由の年金などは、例外的に両方とも支給（併給）されます。

#### ア 選択しなければならない年金

次の場合は、いずれか一つの年金を選択することとなりますが、選択は将来に向かっていつでも変更することができます。

老齢厚生年金	又は	障害厚生年金
老齢厚生年金	又は	遺族厚生年金
障害厚生年金	又は	遺族厚生年金

#### イ 併給できる年金

次の場合は、両方併せて支給されます。

##### 【同一の給付事由による場合】

老齢厚生年金（公務員）	及び	老齢厚生年金（民間・私学）
障害厚生年金	及び	障害基礎年金
遺族厚生年金	及び	遺族基礎年金

##### 【65歳以上の障害基礎年金受給権者の場合】

障害厚生年金と老齢厚生年金又は遺族厚生年金と併せて支給されます。

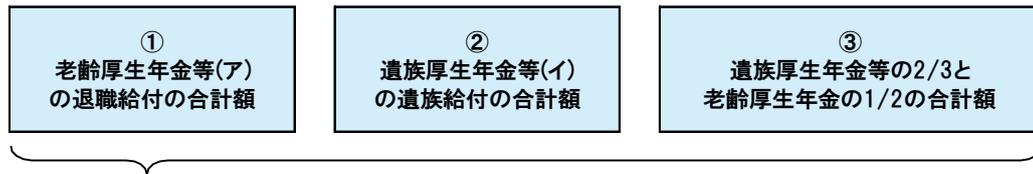
なお、障害基礎年金は、障害等級が1級又は2級のときに支給されます。

障害厚生年金	及び	障害基礎年金
老齢厚生年金	及び	障害基礎年金
遺族厚生年金	及び	障害基礎年金

##### 【65歳以上の遺族厚生年金受給権者の場合】

65歳以上の遺族厚生年金の受給権者が、ご自身の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、次の①から③で計算された最も高い金額が年金額となります。

ただし、次の②及び③の場合、遺族厚生年金の支給については、ご自身の老齢厚生年金の支給が優先され、差額が遺族厚生年金として支給されます。



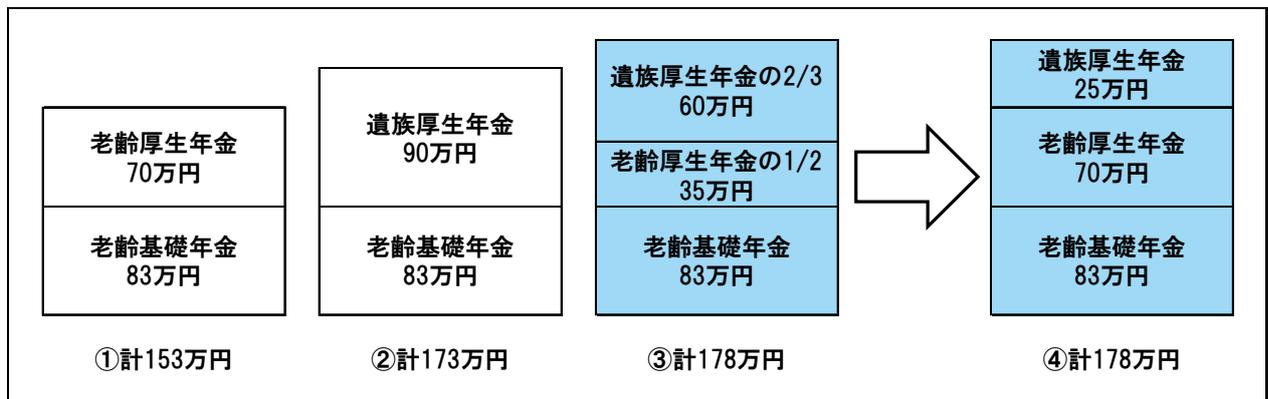
①から③で計算された最も高い金額が年金額となります。  
ただし、②又は③の金額が最も高い場合は、次により計算した額となります。



《受給例1》

自分の老齢厚生年金 70 万円、配偶者に係る遺族厚生年金 90 万円、老齢基礎年金 83 万円の場合の受給方法

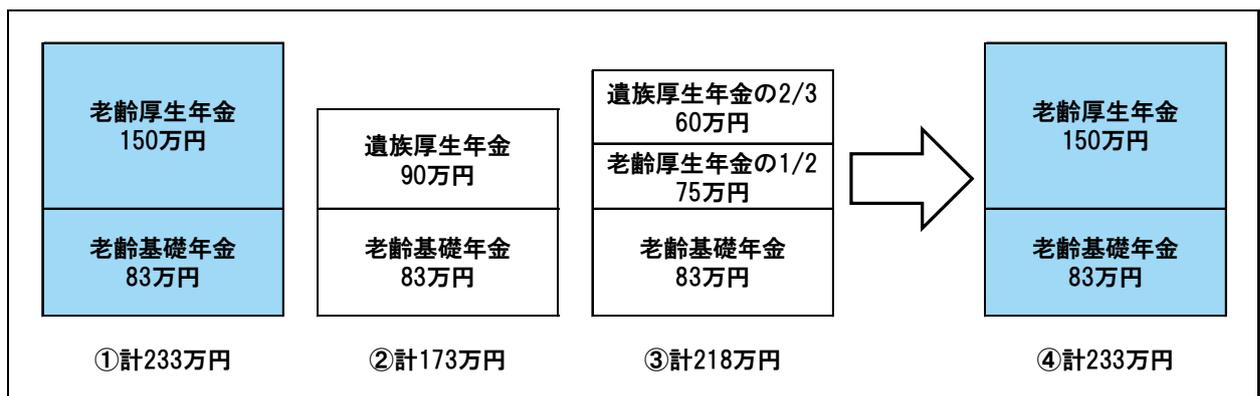
次の①から③の中で一番有利な額を受給できますが、受給方法は、自分の老齢厚生年金 70 万円を全額受給したうえで、③の額に満たない部分を遺族厚生年金として受給することになります。



《受給例2》

自分の老齢厚生年金 150 万円、配偶者に係る遺族厚生年金 90 万円、老齢基礎年金 83 万円の場合の受給方法

次の①から③の中で一番有利な額は①のため、遺族厚生年金は支給されません。



(2) 給付制限

組合員、組合員であった方又は遺族厚生年金の受給権者が次のいずれかの処分を受けた場合、その方に支給される老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金のうち経過的職域加算額及び年金払い退職給付（退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金）の全部又は一部が支給停止となります。

<退職年金の場合>

【処分による停止額】

ア 組合員又は組合員であった方が拘禁以上の刑に処せられた場合

$$\text{終身退職年金の額}$$

イ 組合員が懲戒処分によって退職した場合

$$\text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}}$$

ウ 組合員が停職処分を受けた場合

$$\text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{停職処分を受けた期間の日数}^{(*)}}{365 \text{日}} \times \frac{50}{100}$$

エ 退職後再度組合員になった方又は組合員であった方が、退職手当支給制限等の処分を受けた場合

$$\text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{退職手当支給制限等処分の対象となった退職手当に係る退職までの引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}}$$

※ 当該日数が 365 日を超える場合にあっては、365 日

【停止される期間】

これらの給付制限は、給付制限を開始すべき月から通算して 60 月に限り行われます。

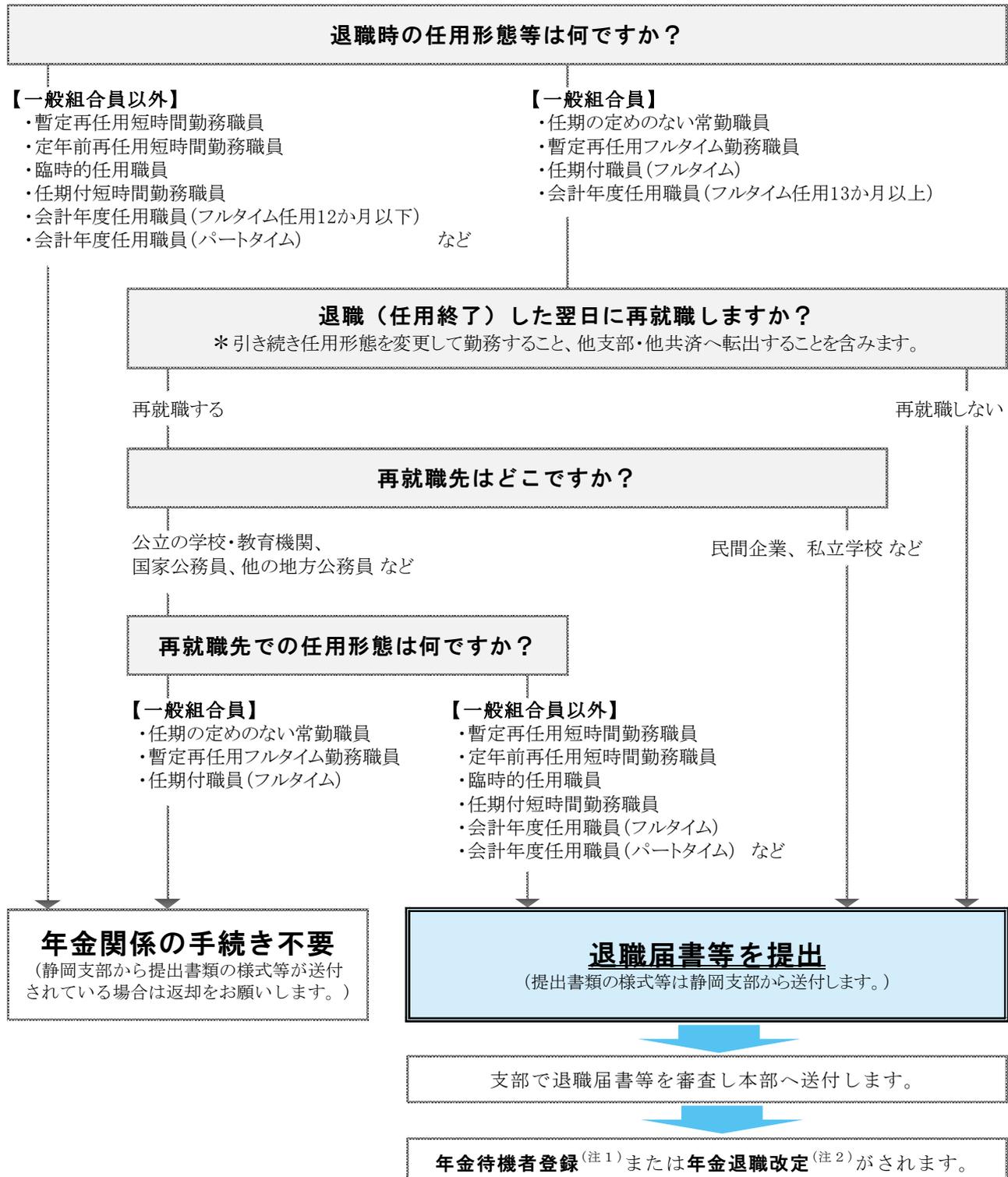
なお、拘禁以上の刑に処せられて、その執行猶予の言渡しを受けた方が、その猶予期間を経過したときは、一部支給停止により支給されなかった金額が支給されます。

(3) 時効

年金は、受給権を有していても請求しなければ支給されません。受給権の時効は原則として 5 年間と定められており、その期間を過ぎると権利が消滅します。年金の受給権が発生した場合は、速やかに手続きを行うことが重要です。

## 6 退職時の年金関係手続き

## (1) 退職時の年金関係手続きフロー図



(注1)年金待機者登録：年金受給開始前の方や年金を繰下げしている方が退職届書等を提出することにより、年金受給の待機者として登録されます。老齢厚生年金の支給開始年齢に達した際は、年金請求書類が送付されるので、請求手続きをしてください。年金を繰下げしている方は、66歳以降、ご自身が希望する月に請求手続きをしてください。

(注2)年金退職改定：年金を受給中の方が退職届書等を提出することにより、年金退職改定(老齢厚生年金の再計算及び在職していたことによる年金の一部または全部の支給停止の解除)を行います。

※ 年金待機者登録及び年金退職改定が完了するまでには、お時間を要しますのでご承知おきください。

(2) 提出書類（様式）等の入手方法

一般組合員が退職する（一般組合員としての資格を喪失<sup>\*</sup>する）際は、年金受給の待機者として登録するために、または、年金受給権者の年金退職改定を行うために、「退職届書」等の年金関係の書類を提出する必要があります。提出書類については、表のとおり、手続きが必要な一般組合員がいる所属所宛てに当支部から送付します。

なお、60歳未満で退職する方や、退職者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方は、お住まいの市区町村への国民年金の加入手続きが必要です（P38参照）。

※ 「一般組合員としての資格を喪失」とは、退職、任用終了、種別変更（一般組合員から短期組合員となる場合）、転出（一般組合員が転出先で短期組合員となる場合）などの理由により、共済組合の長期給付事業が適用されなくなることをいいます。

<表：提出書類（様式）等の入手方法>

組合員種別	退職時の任用形態等	提出書類（様式）の入手方法	退職者ガイドブック配付有無
一般組合員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 任期の定めのない常勤職員</li> <li>○ 暫定再任用フルタイム勤務職員</li> <li>○ 任期付職員（フルタイム）</li> <li>○ 会計年度任用職員（フルタイム任用13か月以上）</li> </ul>	<p><b>静岡支部から氏名等が印字された退職届書等の様式を所属所宛てに送付<sup>*1</sup></b></p>	<p><b>配布あり</b></p> <p>年金関係の提出書類（様式）と一緒に紙媒体（冊子）を配付</p>
短期組合員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暫定再任用短時間勤務職員</li> <li>○ 定年前再任用短時間勤務職員</li> <li>○ 臨時的任用職員</li> <li>○ 任期付短時間勤務職員</li> <li>○ 会計年度任用職員（フルタイム任用12か月以下）</li> <li>○ 会計年度任用職員（パートタイム）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>退職等における共済組合への年金関係の手続きは不要<sup>*2</sup></p>	<p><b>配布なし</b></p> <p>ご覧いただく場合は、所属所保管の冊子や静岡支部ホームページ掲載のデータを参照</p>

\*1 一般組合員が資格喪失する際は、人事主管課等から資格喪失予定者の報告を受けて、静岡支部から所属所宛てに様式を送付します。静岡支部から書類が届かない場合や急ぎで手続きをしたい場合などは、静岡支部までお知らせください。

\*2 短期組合員が資格喪失する際は、これまで「退職届書」の提出が必要でしたが、退職等に伴う資格関係の提出書類「組合員異動報告書」が短期組合員の「退職届書」を兼ねるものと整理して一本化したため、令和8年3月31日以降に退職等をする方の手続きにおいては、短期組合員の退職等に伴う年金関係の書類提出が不要となります。

## (3) 提出書類及び提出方法

## ○ 提出書類

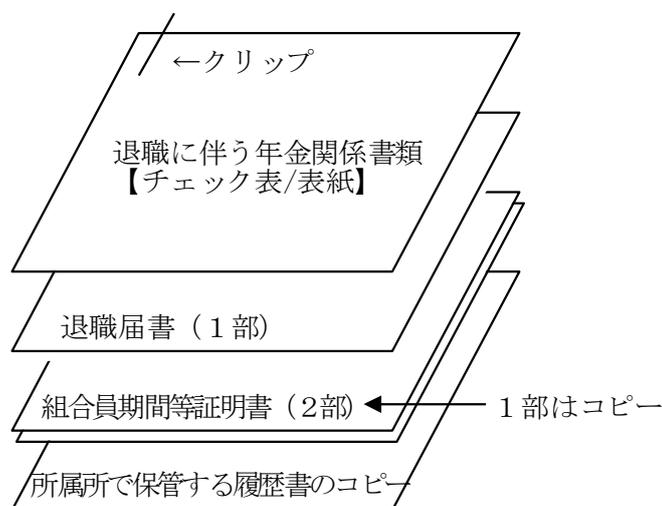
提出書類	提出部数	説明ページ
退職に伴う年金関係書類 【チェック表/表紙】	1部	—
退職届書	1部	32ページ、33ページ
組合員期間等証明書	2部 (うち1部はコピー)	34ページ、35ページ
所属所で保管する履歴書のコピー ※	1部	36ページ

※ 静岡市立の小学校・中学校・高等学校・こども園及び静岡県立大学・静岡県立大学短期大学部に勤務する方のみ提出する。(退職までの履歴事項の記載がある履歴書の用意を事務担当者に依頼してください。)

なお、それ以外の所属所に勤務する方については、静岡支部が該当人事主管課に履歴書を依頼しますので、所属所からの提出は不要です。

## ○ 提出方法

図のとおり、退職届書等をまとめ、書類の左上をクリップで留めて提出してください。「任意継続組合員申出書」を併せて提出する場合は退職届書等の束と別にしてください。



I 長期給付（年金関係）

退職届書の作成方法

《例》 3月31日退職の場合

※ 記入要領に従い、楷書ではっきりと記入してください。

② 支部 組合員番号  
2 2 0 0 6 5 4 3 2 1

## 退職届書

〔共済組合提出用〕

公立学校共済組合理事長 殿 届出日 令和 X 年 3 月 31 日

③ 退職者 フリガナ 沢村 花子 氏名 (氏) 静岡 (名) 花子 生年月日 昭平 元号 年 月 日 性別 X X 0 6 1 2 男 女

④ 氏名訂正欄 フリガナ 氏名 (氏) 氏名 (名) 障害状態の有無 有 無

⑤ 退職年月日 元号 年 月 日 旧姓 旧姓 改姓年月日 基礎年金番号 昭平 X X 0 3 3 1 改姓年月日 清水 昭平 X 年 8 月 7 日 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0

⑥ 所属機関名 所属機関名 職名 待機者番号(前歴あり) 種別 証書番号 静岡市立追手町小学校 教諭

⑦ 退職者の住所等 郵便番号 420-8601 住所 静岡県 静岡市 葵区 上欄住所のつづき 町名番地等 追手町1丁目9番6号 電話番号 054-221-3180

⑧ 住所等訂正欄 郵便番号 住所 都・道府・県 市・郡区(東京都) 町・村区(指定都市)

⑨ 退職者の配偶者 配偶者の有無 無・有 配偶者の生年月日 昭平 X X 1 0 2 0 配偶者を扶養していますか している・していない

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 XX 年 3 月 31 日

所属機関名 静岡市立追手町小学校  
及 職名  
所属機関の長 校長 静岡 太郎  
氏 名

押印  
不要

支部受付印

本部受付印

⑩ 共済組合記入欄(任意)

重複期間	退年・減退の受給権	みなし25年の退共権	退職事由	義務非義務	所属区分	職名	給付制限	一時金支給額				
								種別	一時金額	受給日		
有(無)	有(無)	有(無)	普通・定年・勤奨・失職	義・非	0 1 2 3	有(無)	円	銭	元号	年	月	日
有(無)	有(無)	有(無)	普通・定年・勤奨・失職	義・非	0 1 2 3	有(無)			昭和			
退職②	昭平令		普通・定年・勤奨・失職	義・非		有・無			昭和			
退職③	昭平令		普通・定年・勤奨・失職	義・非		有・無			昭和			
退職④	昭平令		普通・定年・勤奨・失職	義・非		有・無			昭和			
退職⑤	昭平令		普通・定年・勤奨・失職	義・非		有・無						

⑪ 審査 作成者

**退職届書（全ての一般組合員が提出）を、次に注意して作成します。  
あらかじめ印字されている箇所がある場合は内容を確認してください。**

**\* 印字されている箇所の訂正や記入誤りは、二重線で消して正しい内容を黒字で記入してください。訂正印は不要です。**

\* 「有・無」の欄は、必ずいずれかを○で囲んでください。

	項 目	注 意 事 項
①	届出日・退職年月日	退職日を記入してください。
②	組合員番号	8桁の組合員番号を右詰めで記入してください。
③	退職者 氏名訂正欄 旧姓・改姓年月日	氏名を記入してください。 氏名を変更した方または改姓することが決まっている方は、「氏名訂正欄」及び改姓年月日（予定日）を記入してください。 また、過去に改姓した方は、履歴書の旧氏名・改姓年月日を記入してください。
④	生年月日 性別	生年月日を記入してください。 性別を○で囲んでください。
⑤	障害状態の有無	退職時の障害状態※の有無を必ず○で囲んでください。 ※ 障害の程度に応じて障害年金を請求できる場合があるため、「有」を○で囲んだ方には、ご案内を送付します。
⑥	基礎年金番号	10桁の基礎年金番号を記入してください。
⑦	所属機関名 職名	所属所名を正式名称で記入してください。 例 ○○市立○○小学校 ※ ○○市立を省略しない。 職名については、37ページの「職名コード」を参考に記入してください。
⑧	待機者番号 (前歴あり)	過去に退職したことがあり、年金待機者番号をお持ちの方は記入してください。
⑨	種別 証書番号	公立学校共済組合の年金を受給中である方（支給停止中であるものを含む）は、種別（記号）及び証書番号を記入してください。
⑩	退職者の住所等 住所等訂正欄	退職時の住所を記入してください。 また、印字されている住所に変更がある場合や退職後転居する予定の場合は、「住所等訂正欄」に新住所等を記入してください。 なお、電話番号は、携帯電話の番号でも差し支えありません。
⑪	退職者の配偶者	退職時の配偶者の有無を必ず記入してください。 また、「有」を○で囲んだ場合は、「配偶者の生年月日」欄を記入のうえ、「配偶者を扶養していますか」欄の該当するものを○で囲んでください。 なお、退職日に配偶者が被扶養者として認定されている場合は印字されていますので、変更がある場合は訂正してください。
⑫	所属機関の長	証明日（退職日）及び所属機関名、所属所長の職名、所属所長の氏名を記入してください。 なお、 <b>所属所長印等の押印は不要</b> です。
⑬	重複期間 退年・減退の受給権 みなし25年の退共権	すべて「無」を○で囲んでください。
⑭	退職事由	<b>定年退職者は「定年」を、それ以外の方は「普通」を○で囲んでください。</b>
⑮	義務・非義務 所属区分 職名	37ページを参照し、「義務・非義務」のいずれかを○で囲み、「所属区分」及び「職名」は、コードを記入してください。
⑯	給付制限	停職以上の処分を受けたことがあるときは「有」を、ないときは「無」を○で囲んでください。

# I 長期給付（年金関係）

## 組合員期間等証明書の作成方法

《例》 3月31日退職の場合

### 組合員期間等証明書

(フリガナ) 組合員氏名 シミズ ハナコ 静岡 花子	生年月日 昭和XX年6月12日	性別 男 <input checked="" type="radio"/> 女	
(フリガナ) 旧氏名 シミズ ハナコ 清水 花子	改正年月日 平成 X年8月7日		

#### 1. 組合員期間

所属共済組合名 又は組合員種別	資格取得年月日	在 職 中	資格喪失年月日	組合員期間
一般組合員	昭和XX年4月1日	年 月 日現在在職中	令和 X年4月1日	XX年0月
	年 月 日	年 月 日現在在職中	年 月 日	年 月
	年 月 日	年 月 日現在在職中	年 月 日	年 月
	年 月 日	年 月 日現在在職中	年 月 日	年 月

#### 2. 退職事由

- 1 勸奨退職
- 2 定年退職
- 3 上記1, 2以外

#### 3. 給付制限事項（地方公務員共済組合法第111条関係）

- 1 有
- 2 無

#### 4. みなし退職による基礎給料等

新法給料明細

昭和60年4月から昭和61年3月までの給料明細								
自		給料月額	自		給料月額	自		給料月額
年	月		年	月		年	月	
		円			円			円
		円			円			円

退職金条例の給料

みなし退職による 退職1年前の給料額等			みなし退職による 退職年金条例の基礎給料額等		
等級	号給	円	等級	号給	円

共済法の給料

等級	号給	円

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 X年4月1日

確認

所属機関の長

公立学校共済組合 静岡支部 長



- (注) 1 組合員期間の証明は、原則として昭和37年12月1日以降の地方公務員共済組合法の適用期間について行うこととし、同日前の期間は履歴書により行ってください。
- 2 組合員期間の「在職中」欄は、給付事由の発生が在職中である場合に、その事由が発生した年月日を記入してください。
- 3 組合員のうち、船員組合員の「組合員期間」欄の年月は実在職年数を記入してください。
- 4 給付制限事項を有する場合は、別紙「給付制限事項に関する証明書」を必ず添付してください。

**組合員期間等証明書（全ての一般組合員が提出）を、次に注意して作成します。あらかじめ印字されている箇所がある場合は内容を確認してください。**

- \* 印字されている箇所の訂正や記入誤りは、二重線で消して正しい内容を黒字で記入してください。訂正印は不要です。
- \* 組合員期間等証明書は、公立学校共済組合の組合員期間を証明するものです。他の共済組合の期間は含みません。

\* 「有・無」の欄は、必ずいずれかを○で囲んでください。

	項 目	注 意 事 項
①	組合員氏名 旧氏名 改姓年月日	印字されている氏名に、変更がある又は改姓することが決まっている方は訂正し新しい姓を記入した上で、旧氏名（フリガナ）・改姓年月日を記入してください。 また、過去に改姓した方は、履歴書の旧氏名（フリガナ）・改姓年月日を記入してください。
②	生年月日 性別	生年月日を記入してください。 性別を○で囲んでください。
③	資格取得年月日	公立学校共済組合の一般組合員としての資格を取得した年月日を記入してください。（資格を再取得している場合は再取得した年月日となります。）
④	資格喪失年月日	退職日の翌日を記入してください。 （3月31日退職の場合は4月1日が資格喪失年月日となります。）
⑤	組合員期間	「③資格取得年月日」の属する月から「④資格喪失年月日」の属する月の前月までの年月数を記入してください。
⑥	退職事由	<b>定年退職者は「2」を、それ以外の方は「3」を○で囲んでください。</b>
⑦	給付制限事項	停職以上の処分を受けたことがあるときは「1」を、ないときは「2」を○で囲んでください。
⑧	みなし退職による基礎 給料等	記入しないでください。
⑨	証明年月日等	証明日は、「④資格喪失年月日」と同一の日付を記入し、「証明」、「所属機関の長」、 <b>印</b> を黒の二重線で消し「証明」を「確認」に訂正してください。

# I 長期給付（年金関係）

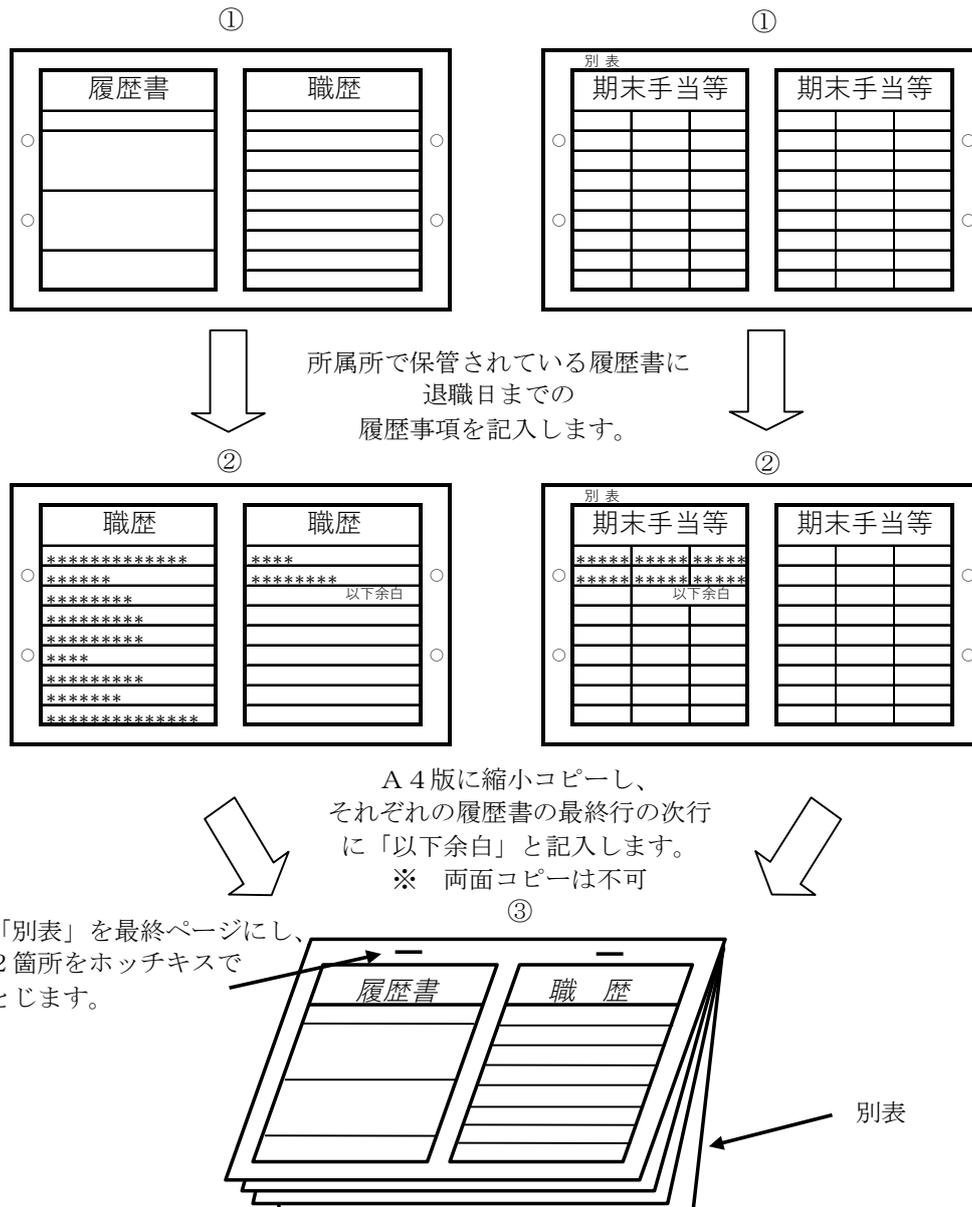
## 履歴書の整備方法

退職までの履歴事項の記載がある履歴書の用意を事務担当者に依頼してください。

**履歴書（別表を含む、該当者\*のみ提出）を整備します。**  
**履歴書は、年金算定の際に組合員期間及び給料記録を確認する大切な書類**  
**ですので正確に作成してください。**

**また、期末手当等の記載のある別表も忘れずに作成してください。**

**\* 該当者：静岡市立の小学校・中学校・高等学校・こども園及び静岡県立大学・静岡県立大学短期大学部に勤務する方**



- ① 所属所で保管されている履歴書に、退職までの履歴事項を記入します。  
 また、別表については平成27年6月まで記入します。ただし、平成28年3月末に給与改定があった場合は、改定された金額まで記入します。
- ② 履歴書（別表含む）が整備できたら、一枚目からA4版に縮小コピーし（両面コピーは不可）、履歴書と履歴書（別表）それぞれ最終行の次行に「以下余白」と記入します。
- ③ 別表を最終ページとし、2箇所をホッチキスでとじてください。



## （参考）国民年金の加入手続き

60歳に達するまでは、国民年金に加入することが義務付けられていますので、新たに国民年金への加入手続きが必要となります。

### （1）加入が必要な方

次の方は、新たに国民年金への加入手続きが必要となります。これは健康保険制度である任意継続組合員制度への加入とは別の手続きになりますので、ご注意願います。

- ・退職した組合員で20歳以上60歳未満の方
- ・退職した組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

### （2）加入手続き

ご自身で住民票登録してある市区町村の国民年金担当部署で行ってください。

加入手続きには、公立学校共済組合からの「共済組合脱退証明書」の提出が必要になりますので、**最終所属所長に証明書の作成を依頼**してください。

なお、再就職した方は、再就職先で国民年金の2号・3号被保険者の手続きをおこなってください。

## <他の公的年金制度の連絡先>

### 国民年金・厚生年金

年金事務所名	所在地	電話番号	管轄区域
三島	〒411-8660 静岡県三島市寿町9-44	055(973)1166	三島市、熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡
沼津	〒410-0032 静岡県沼津市日の出町1-40	055(921)2201	沼津市、御殿場市、裾野市、駿東郡
街角の年金相談センター 沼津	〒410-0801 静岡県沼津市大手町3-8-23 ニッセイスタービル4階	(電話相談不可)	
富士	〒416-8654 富士市横割3-5-33	0545(61)1900	富士市、富士宮市
静岡	〒422-8668 静岡市駿河区中田2-7-5	054(203)3707	静岡市（葵区、駿河区、清水区※） ※ 厚生年金のみ
清水	〒424-8691 静岡市清水区巴町4-1	054(353)2233	静岡市（清水区※） ※ 国民年金のみ
街角の年金相談センター 静岡	〒422-8067 静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡 2F	(電話相談不可)	
島田	〒427-8666 島田市柳町1-1	0547(36)2211	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡
掛川	〒436-8653 掛川市久保1-19-8	0537(21)5524	掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、周智郡
浜松東	〒435-0013 浜松市中央区天龍川町188	053(421)0192	浜松市（中央区※、天竜区、浜名区※）、磐田市 ※ 詳細は年金事務所ホームページ等を参照
浜松西	〒432-8015 浜松市中央区高町302-1	053(456)8511	浜松市（中央区※、浜名区※）、湖西市 ※ 詳細は年金事務所ホームページ等を参照
街角の年金相談センター 浜松	〒435-0044 浜松市中央区西塚町200 サーラプラザ浜松 5F	(電話相談不可)	

### 私立学校

組織名	所在地	電話番号
日本私立学校振興・共済事業団	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5	03(3813)5321

## 共済組合脱退証明書（作成例） \*最終所属所で発行してもらってください

《例》 3月31日退職の場合

組合員・被扶養者関係様式第22号

## 共済組合脱退証明書

組 合 員	住 所	静岡市葵区駿府町3番55号		世帯主氏名	公立 太郎
	氏 名	公立 太郎	[昭・平 XX 年 XX 月 XX 日生]	世帯主との続柄	本人
共 済 組 合 員 の 資 格 喪 失 年 月 日		共 済 組 合	保 険 者 番 号	3 4 2 2 0 0 1 2	
令和 XX 年 4 月 1 日 (注：退職日の翌日です)			組 合 員 記 号 番 号	公立静	00873456
		基 礎 年 金 番 号	3725	—	582467
被 扶 養 者	氏 名	生 年 月 日	組 合 員 と の 続 柄	被 扶 養 者 として 認 定 を 除 外 さ れ た 年 月 日	備 考
		・		・	
		・		・	
	<b>資格喪失する組合員に被扶養者がいる場合に記入する</b>				
		・		・	
		・		・	
		・		・	
		・		・	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 XX 年 XX 月 XX 日

所属所所在地

静岡市葵区追手町9番6号

所属所名

静岡市立追手町小学校

所属所長氏名

静岡 太郎

公  
印

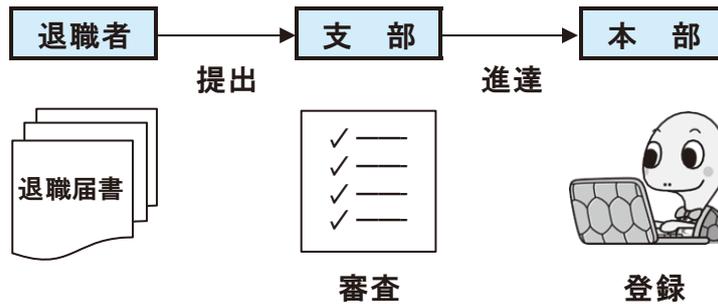
印

電話 ( 054 ) 221 - 3135

## 7 年金待機者の手続き

### (1) 年金待機者登録

退職届書を提出していただくと、公立学校共済組合静岡支部（以下「支部」という。）の審査を経て、公立学校共済組合本部（以下「本部」という。）に進達が行われ、年金待機者として登録されます。将来、老齢厚生年金を受給するときは、この年金待機者登録で登録された期間を基にして計算された年金が支給されます。

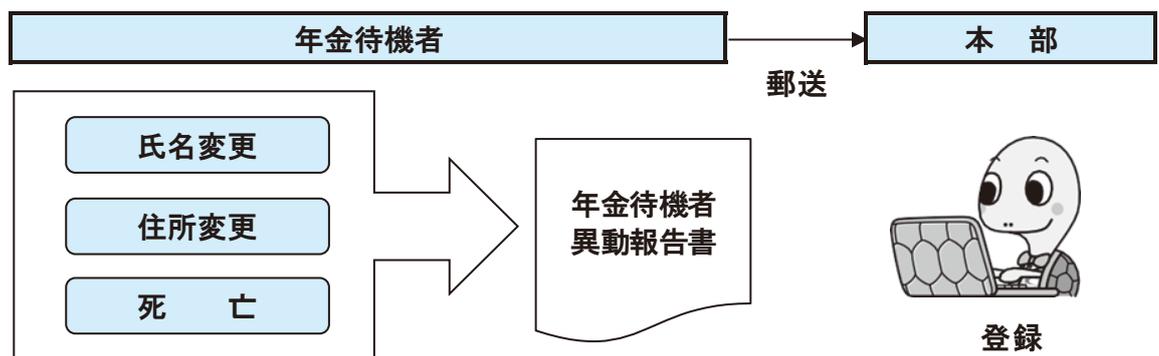


### (2) 年金待機者の氏名住所の変更等があったとき（P41 参照）

年金待機者が氏名や住所を変更したとき、又は死亡したときは、「年金待機者異動報告書」を本部に提出してください。届出用紙は、本部ホームページからダウンロードしてご利用ください。

【掲載場所】 公立学校共済組合本部トップページ

- > 年金受給者（待機者）向け手続き
- > 年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード



## 年金待機者異動報告書の提出について

公立学校共済組合の組合員であった方で、老齢厚生年金の支給開始年齢に到達していない方が、退職後に氏名・住所などが変更になったときに提出してください。

### 1 記入方法

〔共通記入項目〕欄に氏名、生年月日等を記入の上、「氏名の変更」、「転居または住居表示の変更」、「基礎年金番号の登録または変更」または「死亡」欄のいずれか該当する異動事由の□にレ印をつけた上で、必要事項を記入してください。

- ※ 年金待機者番号が分からない方は、当該欄は空欄で提出してください。
- ※ 基礎年金番号が分からない方は、お近くの年金事務所にお尋ねください。
- ※ 原則、住所は住民票上の住所を記載してください（住民票の添付は必要ありません）。

### 2 添付書類

異動事由に応じて次に掲げる書類を添付してください。

異動事由	添付書類
氏名の変更	① 氏名変更の事実を確認することができる戸籍抄本 ② 基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書または年金手帳の写し
転居または住居表示の変更	基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書または年金手帳の写し
基礎年金番号の登録または変更	基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書または年金手帳の写し
死亡	死亡の事実が確認できる戸籍抄本または住民票

#### 【ご家族の方へ】

公立学校共済組合の組合員であった方で年金の請求をされていない方が亡くなられた場合大変お手数をお掛けしますが、「年金待機者番号」「組合員であった方の氏名」および「死亡」欄に必要事項を記入の上、当共済組合本部に提出してください。

なお、お亡くなりになったことに伴い遺族厚生年金を請求できる場合もありますのでご相談ください。

提出先および連絡先

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-9-5

公立学校共済組合本部年金部

☎03-5259-1122

午前9時～午後5時30分

月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除きます。)

## 8 年金支給開始年齢になったときの手続き

老齢厚生年金の受給資格を満たす方が 65 歳に達するときは、達する月の 3 か月前の月末に、本部から登録住所宛てに年金請求関係書類が送付されますので、請求手続きを行ってください。

具体的な年金請求の手続き方法については、  
送付された年金関係請求書類を参照してください。



## 9 年金受給権者の手続き

年金が決定すると、本部から「年金証書」等が送付されますので、年金の種別、年金証書番号、年金額などについて確認してください。

### (1) 年金の支給期

#### ア 年金の支給月

年金は、年金受給権が発生した日の属する月の翌月分から支給開始され、毎年偶数月の15日に支給されます。ただし、15日が土曜日のときは14日に、日曜日のときは13日に支給されます。支給する年金額は、定期支給月の前月までの2か月分となります。

定期支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
定期支給日	15日	15日	15日	15日	15日	15日
支給分 (前月までの2か月分)	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分
送付書類			・年金支払通知書		・扶養親族等申告書 (該当者のみ)	・年金支払通知書 ・源泉徴収票 (該当者のみ)

#### イ 年金の受取方法

年金は、年金請求時に指定していただいた金融機関に振り込まれます。

なお、6月と12月の定期支給月には「年金支払通知書」が送付されますが、12月の年金支払通知書は、確定申告をする際に必要となる「源泉徴収票」と一体になっているため、紛失しないようにご注意ください。

#### ウ 年金額の改定

年金額は、毎年物価や賃金の変動に応じて、毎年度改定されます。年金額が改定される場合は「年金額改定通知書」が送付されます。

### (2) 住所・氏名・年金の受取先を変更するとき

#### ア 住所変更の場合

住民基本台帳ネットワークを利用して住所が変更されますので、原則として届出をしていただく必要はありません。変更が反映されるまでに4～5か月程度かかりますので、住所変更をした際は、必ず郵便局で転送手続きを行ってください。

ただし、以下のいずれかに該当する場合を含めて、半年を経過しても旧住所から転送される場合は届出が必要です。

対象者	ア 1年以上外国に居住される方または生活の拠点を外国に移される方 イ 成年後見人等が選任されている方 ウ 年金請求後、すぐに住所を変更した方 エ 年金決定後、おおむね半年以内に住所を変更した方
届出方法	「年金受給権者住所変更届」を本部へ提出してください。

### イ 氏名変更の場合

「年金受給権者氏名変更届」に変更後の氏名を記入し、年金証書を添付して本部へ提出してください。届出用紙は、本部又は静岡支部年金担当から送付しますので、ご連絡ください。その際、年金証書番号や氏名等を確認させていただきます。

### ウ 年金受取機関の変更

「年金受給権者受取機関変更届」に必要事項を記入し、本部へ提出してください。その際、届出用紙に金融機関の確認印を受けるか、年金受給権者名義の預金通帳の写しを添付してください。受付日によっては、次回の定期支給期までに変更処理が間に合わない場合がありますので、変更後の金融機関の口座に年金が入金されたことを確認するまでは、変更前の金融機関の口座を解約しないでください。

届出用紙は、本部ホームページからダウンロードしてご利用いただくか、「再交付自動受付サービス（P50 参照）」を利用して郵送で取り寄せることも可能です。

## (3) 税金

### ア 所得税と扶養親族等申告書

#### ① 所得税

老齢厚生年金は、所得税法上の「雑所得」として課税され、年金が一定額以上であれば所得税がかかります。年金の支給の都度、年金額より一定額を控除した金額から原則として 5.105%の税金が源泉徴収されます。「公的年金等の源泉徴収票」は、12月に送付する年金支払通知書と一体になっていますので、紛失しないようご注意ください。

なお、障害厚生年金と遺族厚生年金は非課税であり、所得税の源泉徴収を行っていないため源泉徴収票は送付されません。

#### ② 扶養親族等申告書

年金から源泉徴収する所得税について、配偶者控除等の各種人的控除を受けるためには、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出が必要です。毎年 10 月に本部から申告書が送付されますので、必要事項を記入して期限までに提出してください。

### イ 確定申告

年金からの源泉徴収は、給与所得のように年末調整が行われません。そのため、年金を受給した年の翌年の 2 月中旬から 3 月中旬までの間にご自身で確定申告を行う必要があります。

なお、年金額が 400 万円以下かつその年 1 年間の公的年金等以外の所得金額が 20 万円以下の場合は確定申告を省略できます。

なお、これに該当する場合であっても、扶養親族等の人数が増加するなどによって扶養親族等申告書の内容に変更があった場合や、生命保険料控除・医療費控除などを受けようとする場合には、所得税等の還付を受けるための申告書を提出することができます。

### ※ 住民税・介護保険料等の特別徴収

住民税や介護保険料等は、市区町村からの依頼に基づいて公的年金から徴収し、市区町村へ納付しています。65歳以上で老齢厚生（退職共済）年金を受給されている方は、日本年金機構が支給する老齢基礎年金から特別徴収されます。

なお、特別徴収が開始するまでの間や特別徴収の対象ではない場合などは、市区町村から送付される納税通知書や納付書等により住民税・介護保険料等を納めてください。

## (4) 加給年金額対象者調査

### ア 65歳の誕生日の直前

65歳の誕生日の直前に送付されてくる加給年金額加算開始の届出に、必要事項を記入して提出してください。

### イ 加給年金額受給中

加給年金額対象者のいる方については、対象者の公的年金受給状況と生計維持関係を確認するため、毎年「加給年金額対象者に関する現況届」が本部から送付されますので、必要事項を記入して提出してください。

なお、加給年金額対象者である配偶者が、加入期間が20年以上ある老齢厚生年金（老齢基礎年金は除く）、または障害を事由とする年金の受給権を有している場合は、その間の加給年金額が停止されますので「加給年金額対象者等異動報告書」を本部に提出してください。用紙は本部ホームページからダウンロードしてください。

## (5) 年金受給権者が死亡したとき等

年金受給権者が亡くなられたときや所在不明になったとき等は、届出が必要となりますので、速やかに本部又は静岡支部年金担当に連絡してください。連絡が遅れた場合は、年金の過払いによる返金が必要となる場合があります。

届出が必要なとき	年金への影響や注意事項
老齢厚生年金（特別支給を含む）又は障害厚生年金の受給権者が死亡したとき	① 年金受給権者であった方の遺族（P22参照）に遺族厚生年金が支給されます。 ② 遺族がない場合は、年金受給権が消滅します。 ③ 全額停止されている場合であっても、必ず届出てください。
遺族厚生年金の受給権者が死亡・婚姻・養子縁組、又はその解消をしたとき、及び子・孫である受給権者が18歳の年度末になったとき	① 遺族厚生年金の受給権が消滅します。 ② 子・孫が18歳の年度末になっても、その方が厚生年金保険法に定める障害等級1級又は2級に該当する場合は、受給権は消滅しません。 ③ 全額停止されている場合であっても、必ず届出てください。

(6) 就職したとき

ア 年金に関する共济組合への届出

老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権者が再就職した場合は、年金の全部または一部の支給停止をするために、年金関係の書類の提出が必要となる場合があります。

【提出書類】

再就職先 <sup>※1</sup> ・勤務形態		実施機関	提出書類
公立学校や県・市町等の公的機関	・任期の定めのない常勤職員 ・任期付職員(フルタイム) ・会計年度任用職員(フルタイム任用13か月以上) <sup>※2</sup>	・公立学校共济組合 ・市町村職員共济組合 ・国家公務員共济組合 等	年金受給権者 再就職届書 <sup>※3・※4</sup>
	定年前再任用職員 フルタイム勤務 (週 38 時間 45 分)	なし	
	ハーフタイム勤務者 (週 19 時間 25 分)		なし
	短時間勤務者 (週 31 時間)	なし	
・臨時的任用職員 ・任期付短時間勤務職員 ・会計年度任用職員(パートタイム) ・会計年度任用職員(フルタイム任用12か月以下) <sup>※2</sup> 等	日本年金機構(厚生年金)		なし
民間企業			
私立学校教職員		日本私立学校振興・共济事業団	
国会議員・地方議会議員		60歳未満の方は国民年金	所属する議会事務局に確認
自営業			なし

※1 再就職先での勤務形態等によって年金制度に加入しない場合があります。

※2 会計年度任用職員(フルタイム)は、任用12か月目までは日本年金機構(厚生年金)に加入し、任用13か月目以降は公務員共济組合へ加入しますので、公務員共济組合加入時に「年金受給権者再就職届書」の提出が必要になります。

※3 当共济組合の老齢厚生年金又は障害厚生年金受給権者が当共济組合で資格の再取得等をした場合は、所属所経由で提出してください。

※4 他の公務員共济組合の老齢厚生年金又は障害厚生年金受給権者が当共济組合で資格の再取得等をした場合は、他の共济組合の用紙に他の共济組合の年金証書(原本)を添付して、所属所経由で提出してください。

【提出時期】

再就職後、速やかに提出をお願いします。提出が遅れると在職支給停止等の処理が間に合わず、年金の過払いとなり受給した年金額の返還をお願いします場合があります。

【提出先】

再就職した地方公務員共济組合又は国家公務員共济組合

## イ 老齢厚生年金の支給停止

老齢厚生年金受給権者が厚生年金保険の被保険者となっている間、年金と給与の合計額により年金の全部または一部が支給停止されます。

また、地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合に加入している間、経過的職域加算額は全額支給停止されます。

### (ア) 支給停止計算の基礎となる年金と給与

#### a 基本月額

老齢厚生年金額から経過的職域加算額及び加給年金額を除いた額を 12 で除して得た額が計算の基礎となる基本月額になります。

なお、2つ以上の厚生年金の種別（一般厚年被保険者または私学共済厚年被保険者（P2参照））の被保険者期間を有する場合は、全ての厚生年金の被保険者期間に係る老齢厚生年金を合算した額を基礎とします。

$$\text{基本月額} = \text{老齢厚生年金額（経過的職域加算額及び加給年金額を除く）} \div 12$$

#### b 総報酬月額相当額

その月の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準給与額の総額を 12 で除して得た額の合算額が計算の基礎となる総報酬月額相当額になります。

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{その月の標準報酬月額} + \frac{\text{その月以前の1年間の標準給与額の総額}}{12}$$

《例》 4月時点の総報酬月額相当額の捉え方

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
給 与													◎	
賞 与			◎						◎					

その月を含めて 1年間に受けた標準給与額の平均額

### (イ) 支給停止額の計算式

基本月額と総報酬月額相当額の合計が 51 万円（令和 7 年度の場合）を超えた場合は、次のように支給停止額が計算されます。日本年金機構から支給される「老齢基礎年金」は支給停止の計算対象とはなりませんので、全額支給されます。

#### 【年金の支給停止額の計算式】

$$\text{支給停止額（月額）} = \{ (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額}) - 51 \text{万円} \} \times 1/2$$

※ 65 歳以上 70 歳未満の方で厚生年金保険の被保険者となる方は保険料が徴収されます。

※ 70 歳以上の方は厚生年金の被保険者とはならないため保険料の徴収はありませんが、厚生年金保険適用事業所に勤務する場合は、上記の支給停止計算が適用されます。

(ウ) 支給停止額の計算例

《例》 暫定再任用フルタイムで高校に勤務している年金受給者Aさん

◎ 年金額	老齢厚生年金額	年間 168 万円（月額 14 万円）
	経過的職域加算額	年間 24 万円（月額 2 万円）
○ 再任用の標準報酬月額		32 万円
○ 過去1年間の賞与の額		84 万円（1月あたり 7 万円）

- ① 老齢厚生年金の月額と給与の合計を計算します。  
(老齢厚生年金月額 14 万円 + 標準報酬月額 32 万円 + 賞与 7 万円) = 53 万円
- ② 合計額が 51 万円（令和 7 年度の場合）を超えるため、超えた額の半分が老齢厚生年金月額から停止されます。  
(53 万円 - 51 万円) × 1/2 = 1 万円（支給停止額）  
⇒ Aさんの老齢厚生年金支給額は 14 万円 - 1 万円 = 13 万円（月額）になります。
- ③ 経過的職域加算額は、暫定再任用フルタイム勤務職員のように地方公務員共済組合の組合員である間は全額支給停止されます。

(7) 離職したとき

65 歳未満の年金受給権者（繰上げ請求者）が再就職して雇用保険に加入し、受給資格を満たして再退職した場合は、雇用保険の失業等給付（基本手当）の受給対象となります。

しかしながら、老齢厚生年金と基本手当との給付調整により、次のいずれかに該当した場合、基本手当を受給している期間は年金の全部または一部が支給停止されます。

- ア ハローワークで求職の申込みを行った方
- イ 高年齢雇用継続給付を受けられることとなった方

ハローワークで求職の申込みを行った翌月から、基本手当の所定受給日数を受け終わった月までの間は調整の対象となります。この間に 1 日でも基本手当の支給対象日があれば、その月の年金は調整の対象となります。

すでに基本手当を受給されている場合は、基本手当と老齢厚生年金との調整の決定取消しをすることができないため、現在受給中で、老齢厚生年金を受給することよりも不利であるとわかった場合は、ハローワークで基本手当の受給を中止する手続きをしてください。基本手当を既に受給した月数相当分の年金支給は停止され、遡って支給されることはありません。

以上より、求職の申込みは、ご自身の就職の意思や、失業給付の受給額と年金月額を比較検討したうえで行ってください。基本手当の受給開始や受給終了等に伴う手続き等については、本部にお問い合わせください。

**(8) 年金証書の紛失、届出用紙等について**

ア 年金証書を破損又は紛失したときは、新たに年金証書を交付します。年金証書再交付申請書用紙を本部に請求するか、若しくは本部のホームページからダウンロードし、必要事項を記入して本部に提出してください。

なお、破損の場合は、申請書用紙に破損した年金証書を添付して提出してください。

イ 年金受給権者再就職届書をはじめ、各種届出に必要な様式は、本部のホームページからダウンロードすることができます。

また、年金受給権者の方は、源泉徴収票、扶養親族等申告書又は年金受給権者受取機関変更届の再交付を電話による「証明書等再交付自動受付サービス」（P50 参照）で請求することができます。

**電話自動受付サービス ☎ 03-5259-8852 (P50 参照)**

**<届出用紙等の請求・送付先>**

**〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番5号  
公立学校共済組合本部 年金部 年金相談窓口  
☎ 03-5259-1122**

ホームページ <https://www.kouritu.or.jp>

(相談・照会の際は、年金証書番号と電話番号もお知らせください。)

**受付時間**

- ◆ 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時30分

# 証明書等再交付自動受付サービスをご利用ください

土・日・祝日や夜間でも利用できるのととても便利です



源泉徴収票などの再交付のご依頼は、24時間受付の専用電話による自動受付サービスをご利用ください。（携帯電話でもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線により利用できない場合があります。）

なお、障害および遺族の年金については所得税が課税されないため、源泉徴収票および扶養親族等申告書の交付は行っていません。

また、公立学校共済組合以外の年金の証明書等は発行できません。ご注意ください。

再交付自動受付ができる証明書等



- 1 源泉徴収票
- 3 扶養親族等申告書
- 5 年金受給権者受取機関変更届

- ※ 発行部数はそれぞれ1部となります。
- ※ 再発行する証明書等につきましては登録住所あてに送付します。

次の「再交付自動受付メモ」に「年金証書番号」と「再交付する書類の番号」をあらかじめご記入のうえ、専用電話におかけください。

## 3ステップ

## 再交付自動受付メモ

ステップ1 太枠部分をあらかじめご記入ください。

おたずねする項目	お答えいただく内容
① 再交付する書類	源泉徴収票……………1 扶養親族等申告書……………3 年金受給権者 受取機関変更届……………5
② 書類の確認	よい場合……………1 訂正する場合……………9
③ 年金証書番号（8ケタ）	
④ 番号の確認	よい場合……………1 訂正する場合……………9

ステップ2 専用電話にダイヤルしてください。

**☎ 03-5259-8852**

ステップ3 音声ガイダンスにしたがって電話機のボタンを押してください。

1) 注意

年金証書番号は、年金証書・年金額改定通知書・年金支払通知書等に記載されている最後の8ケタの番号です。番号の押し間違いが多数見受けられます。年金支払通知書等で必ず番号を確認してください。

＜例1＞ 年金証書

受給権者	公立 太郎
年金証書記号番号	23 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">1 2 3 4 5 6 7 8</span>
年金種別	退職教共済年金（特別）

\*年金証書番号が7ケタで表示されている場合は、年金証書番号の先頭に「0」をつけてください。

＜例2＞ 年金額改定通知書

年金証書記号番号	21 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">1 2 3 4 5 6 7 8</span>
----------	---

＜例3＞ 年金支払通知書

支部	種別	年金証書番号
22	01	<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">1 2 3 4 5 6 7 8</span>

この8ケタの番号を押してください。

## こんなときには届出をしてください！

年金を受給されている方や加給年金額の対象となっている方（配偶者など）が、次の事由に該当したときは、速やかに当共済組合にご連絡ください。

この届出が遅れますと、すでにお受け取りになられた年金を遡ってお返しいただくこともありますので、ご注意ください。

### 共通

- ・死亡したとき
- ・氏名を変更したとき
- ・年金受取金融機関を変更するとき
- ・住所を変更したとき（原則不要です（注））

### 退職 ・ 障害

- ・再就職したとき
- ・雇用保険法による失業給付を受給するとき
- ・障害等級1級又は2級の方が婚姻又は加給年金額対象者である子を有したとき

### 遺族

- ・婚姻をしたとき（内縁関係も含む）
- ・養子となったとき
- ・組合員であった方との親族関係が養子縁組の解消により終了したとき
- ・組合員であった方の子または孫で障害の状態にある子が障害の状態ではなくなったとき

（注）住所変更したときは住民基本台帳ネットワークシステムを利用して登録の住所が変更されるため、次に該当しなければ届出は原則不要です。

- ① 外国籍又は外国に居住している方
  - ② 成年後見を受けている方
  - ③ 住民票コードが共済組合で確認できない方（該当する方には別途お知らせします。）
- ※ 住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所変更の処理には、住所変更後、約4～5ヵ月ほどかかりますので、郵便局で転送の手続きをお願いします。

## 留意点



電話をおかけになる前に、以下の書類をお手元にご用意ください。

- ◎ 当共済組合の年金証書など
- ◎ 当共済組合以外から年金を受けているときは、その年金証書など
- ◎ 年金受給者の方に配偶者がいるときは、その方の年金証書など

### お届けいただく事項

- ① 年金証書番号
- ② 年金受給者の方の氏名
- ③ 異動事由（死亡・再就職など）  
死亡の場合は、届出者の氏名、続柄、住所および電話番号をお伝えください。

### 連絡先

公立学校共済組合本部 年金相談専用番号  
☎ **03 - 5259 - 1122**  
月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）  
午前9時～午後5時30分

電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。



## Ⅱ 短期給付 (退職後の健康保険関係)

給付担当

 0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 3 5

3 1 3 6

3 1 8 0



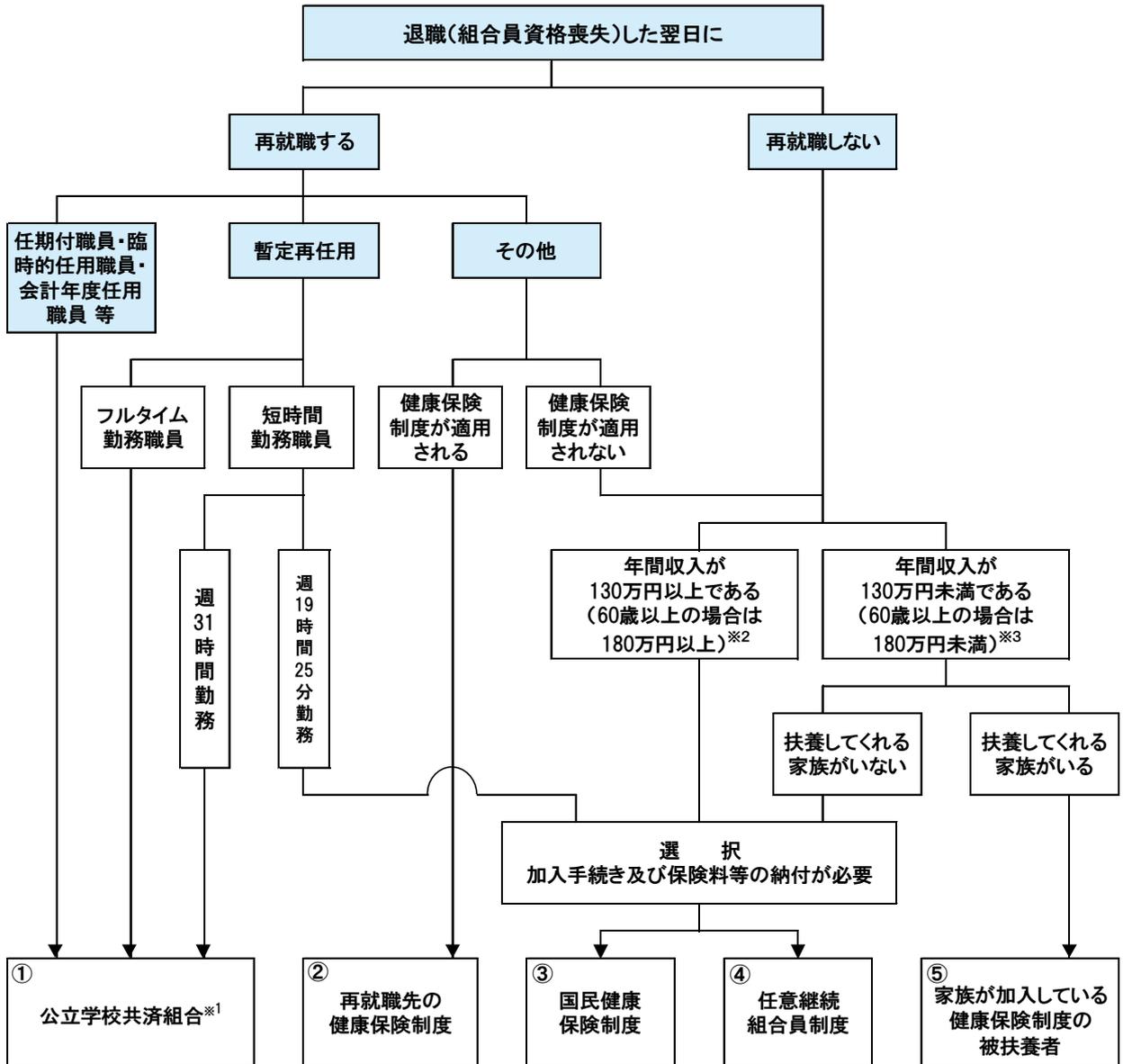
# 1 退職後の健康保険制度

一般

短期

退職日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格がなくなることから、新たに何らかの健康保険制度へ加入しなければなりません。退職後に加入する健康保険制度は、退職後の就業状況等によって異なりますので、以下の「退職後の健康保険決定フロー」を参考にしてください。

## 【退職後の健康保険決定フロー】



※1 勤務条件等によっては、公立学校共済組合の組合員とならない場合があります。

※2 その年の12月31日時点で19歳～22歳の場合は150万円以上(配偶者を除く)

※3 その年の12月31日時点で19歳～22歳の場合は150万円未満(配偶者を除く)

退職時に75歳以上の方は、上記フローによらず、引き続き後期高齢者医療保険制度の被保険者となります。（当支部の後期高齢者組合員または後期高齢者短期組合員の資格は喪失します。）

## II 短期給付（退職後の健康保険関係）

### 各健康保険制度の概要等

	① 公立学校 共済組合	② 再就職先の 健康保険制度	③ 国民健康 保険制度	④ 任意継続 組合員制度	⑤ 家族が 加入している 健康保険制度の 被扶養者
給付内容	現職時と同様の給付を受けることができる	再就職先の健康保険制度により異なる	附加給付制度がない等により医療費の自己負担額が増える場合がある	現職時とほぼ同様の給付を受けることができる	家族が加入している健康保険制度により異なる
掛金保険料	標準報酬月額により計算	原則、標準報酬月額により計算 再就職先の健康保険制度により異なる	前年（1月～12月）の所得等を基準として計算  最高限度額が設けられているが、居住する市区町村により異なる	退職月の標準報酬月額と公立学校共済組合の平均標準報酬月額のいずれか低い額により計算  雇用主負担がないため、掛金額は現職時の約2倍となる	掛金（保険料）の負担はない
窓口	共済組合	再就職先の健康保険担当部署	居住している市区町村の国民健康保険担当部署	共済組合	家族が加入している健康保険担当部署
その他	組合員番号の変更がない場合（暫定再任用フルタイム勤務職員等）は手続き不要  組合員番号や組合員種別が変更となる場合は手続きが必要	短時間労働者も要件を満たす場合は加入	世帯単位での加入になるため被扶養者の概念がない  加入者全員の保険料を世帯主が負担する	退職日を起算日として20日以内に申出及び掛金の納入が必要	被扶養者に関する年間収入額等の考え方が異なるため、事前に確認が必要

※ 臨時的任用職員、会計年度任用職員等として任用された場合は、短期給付（健康保険及び福祉事業）のみが適用され、長期給付（厚生年金）は日本年金機構での取扱いとなります。

※ 75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険制度は、原則として国民健康保険制度と同様です。制度については静岡県後期高齢者医療広域連合、保険料については居住している市区町村の担当課へお問い合わせください。

## 2 退職後の注意事項

一般

短期

任意継続

### (1) 医療機関への報告

定期的に通院されている方が、退職後、最初にかかりつけの医療機関等に行かれた際、次のことを連絡願います。被扶養者の方についても、同様に連絡するようにお願いします。

ア 任意継続組合員制度に加入した方

退職日の翌日、任意継続組合員制度に加入したこと

イ 他の健康保険制度に加入した方

(ア) 退職のため、公立学校共済組合員の資格を喪失したこと

(イ) 新たに加入した健康保険制度の被保険者番号等

### (2) 交通事故に遭った場合

任意継続組合員制度に加入後、交通事故によるケガ等について、マイナ保険証又は資格確認書を使用し治療を受けたい場合は、その旨を給付担当に必ずご連絡ください。

### (3) 給付金受取口座

任意継続組合員制度に加入しない方についても、在職中の療養に係る給付金を退職後に送金する場合がありますので、現職時の給付金受取口座は、少なくとも6か月間は解約しないでください。やむを得ず給付金受取口座を解約する場合には、必ず給付担当へご連絡ください。

なお、給付金受取口座を変更したい場合は、組合員個人口座等変更申告書をご提出ください。

### (4) 退職時に傷病により就労不能であったとき

退職時に、次のアまたはイに該当する場合、傷病手当金を受給できる場合があるため、給付担当にご連絡下さい。

ア 傷病手当金を受給中であり、退職後もその傷病の療養により引き続き就労不能の場合

イ 公務外の傷病の療養により、年次有給休暇、特別休暇、または有給休職に入り、退職後もその傷病により引き続き就労不能の場合

### (5) 退職後に海外へ転居または長期滞在する場合

在職中の療養に係る給付金を退職後に送金する場合、給付金決定通知書等を送付します。転居後の送付先や連絡先等を把握する必要があるため、給付担当までご連絡ください。

### 3 任意継続組合員制度

一般

短期

#### (1) 概要

退職日の前日まで引き続いて1年以上（退職日まで1年と1日以上）組合員であった方が、任意継続組合員となることの申出をし、掛金を納入することにより、最長で2年間、現職中とほぼ同様の短期給付を受けることができる制度です。

2年経過後は原則として、市区町村が管掌する国民健康保険制度に加入することとなりますが、その際の手続き等については、2年満了前の3月に通知します。

#### (2) 加入手続き

##### ア 申出と掛金の納入期限

任意継続組合員申出書を、最終所属所を経由し給付担当へご提出ください。

また、退職日から起算して20日を経過する日までに掛金を納入する必要があります。期限までに納入いただけない場合には、任意継続組合員制度に加入できなくなりますので、ご注意ください。

8月31日に退職した場合 → **9月19日までに納入**しなければならない。  
 ※ 20日を経過する日が**休日の場合であっても期限は変わらない**ためご注意ください。

なお、年度末退職者に係る申出や掛金の納入期限については、別途お知らせいたします。

##### イ 提出書類

書類名	対象者
任意継続組合員申出書	加入希望者全員
預金口座振替届出書	口座振替による掛金の納入を希望される方 ※ 掛金納入方法については(5) 任意継続組合員の掛金を参照
被扶養者認定に関する書類	新たに被扶養者の認定を受ける場合 ※ 被扶養者については(3) 任意継続組合員の被扶養者を参照 ※ 退職時に被扶養者となっている方を継続認定する場合は不要

##### ウ 提出期限

対象者	提出期限
年度末退職者	所属所長宛て通知に記載の期限までに提出。
年度中途退職者	給付担当が指定する期限までに提出。

エ 加入すべきか迷っている場合

「再就職先で健康保険制度に加入できるかわからない」「国民健康保険に加入するか決めかねている」などの理由で、健康保険制度の加入に係るご相談・ご質問や、掛金の納入期限直前になって加入したい旨の連絡をされる方がいらっしゃいます。

退職日翌日以降に加入する健康保険制度を決めかねている場合は、ひとまず任意継続組合員制度への加入手続きをすることをお勧めします。任意継続組合員制度は遡って加入することができません。退職日から起算して20日を経過すると加入できなくなりますので、退職日までに必ず加入するか否かをご検討ください。

オ 加入を取りやめる場合

加入手続きをしたものの、再就職等により別の健康保険制度に加入することになった場合は、分かった時点で給付担当へ電話連絡し、速やかに「任意継続組合員加入取りやめ申出書」を郵送してください。年度末退職者が任意継続組合員制度の加入を取りやめる場合の申出期限は毎年4月7日頃となりますので、速やかにご対応願います。

**(3) 任意継続組合員の被扶養者**

退職時に被扶養者として認定されている方で、退職後も被扶養者としての認定要件を満たしている場合は、引き続き被扶養者となることができます。

また、任意継続組合員制度の加入時や加入後に認定要件を満たした場合は、新たに被扶養者として認定することも可能です。例えば、夫婦同時に退職する場合、夫（又は妻）が任意継続組合員制度に加入し、妻（又は夫）をその被扶養者とする選択肢もあります。新たに被扶養者を認定する際の手続き等については、給付担当へお問い合わせください。

**【参考：被扶養者の範囲】**

主として組合員の収入により生計を維持する75歳未満の方で、次に掲げるものをいいます。

<p>① 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹</p>	<p>原則として収入の要件を満たせば被扶養者になれます。 ただし、別居の場合、送金が必要です。</p>
<p>② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、上記①以外の者</p>	<p>収入の要件を満たした上で、組合員と同一世帯でなければ被扶養者になれません。</p>
<p>③ 届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後における父母及び子で、組合員と同一の世帯に属する者</p>	

なお、75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となるため、任意継続組合員の被扶養者となることはできません。

### 【参考：被扶養者となるための収入基準額】

原則として、**収入額が以下ア～ウの額未満**でなければなりません。

なお、ここでいう収入とは、被扶養者として認定を受けようとする方の事実発生日以降1年間の恒常的収入の総額（給与、手当、事業所得、公的年金、個人年金等のすべての収入をいい、退職金等の一時的収入は含みません。）をいい、所得税法上の所得とは異なります。

#### ア 原則

区分	収入基準額（年額）
① 59歳以下の方（下記②～④に該当する方を除く）	<b><u>130万円</u></b>
② その年の12月31日時点で19歳～22歳の方（配偶者を除く）	<b><u>150万円</u></b>
③ 60歳以上74歳以下の方 ④ 障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する方	<b><u>180万円</u></b>

#### イ 月々の収入に変動がある場合

パートやアルバイトなど月々の収入に変動がある場合には、収入額が3か月連続で次の額以上となった時点で被扶養者の認定は取消となります。

区分	収入基準額（月額）
ア①に該当する場合	<b><u>108,334円</u></b>
ア②に該当する場合	<b><u>125,000円</u></b>
ア③④に該当する場合	<b><u>150,000円</u></b>

#### ウ 雇用保険の失業給付を受給する場合

給付日額が次の額以上である場合には、失業給付の受給を開始した時点で被扶養者の認定は取消となります。

なお、待期期間、給付制限期間については、失業給付を受給している期間とはみなさず、被扶養者としての認定を継続することができます。

区分	収入基準額（日額）
ア①に該当する場合	<b><u>3,612円</u></b>
ア②に該当する場合	<b><u>4,167円</u></b>
ア③④に該当する場合	<b><u>5,000円</u></b>

※ア～ウのいずれの場合も②の場合には、被扶養者の収入以外の要件もあります。詳しくは給付担当へお問い合わせください。

**【参考：被扶養者の資格確認】**

地方公務員等共済組合法施行規則第100条の規定に基づき、被扶養者がいる任意継続組合員の方を対象に、年に1回、被扶養者の資格確認を実施しています。

この資格確認では、引き続き被扶養者としての要件を満たしているか否かを確認するために書類の提出をお願いしております。詳細については、毎年7月にお知らせしますが、例年認定取消事例が発生しています。認定取消が遡って行われると、取消日以降に共済組合が負担した医療費を全額返還していただくこととなりますので、特にご注意ください。

以下に過去の認定取消事例を掲載します。

＜過去の認定取消事例＞

- ① 雇用条件の変更や公的年金、個人年金等の受給開始、受給開始後の年金額改定などにより、収入基準額（年額）以上の収入となっていた。  
⇒ 収入基準額（年額）以上が見込まれることとなった日まで遡って認定を取消
- ② 雇用条件から見込んだ年間収入は基準額未満だが、実績で収入基準額（月額）を3か月連続で超過していた。  
⇒ 3か月目の給料日の翌日まで遡って認定を取消
- ③ 別居している被扶養者（学生を除く）に生活資金を送金していなかった。  
⇒ 送金の実態がなくなった時点まで遡って認定を取消
- ④ 被扶養者が就職し社会保険に加入していたが、取消の申告をしていなかった。  
⇒ 社会保険の加入日まで遡って認定を取消

※ 上記のように、被扶養者の認定取消事由に該当した場合には、速やかに被扶養者取消申告書の提出が必要となりますので、給付担当までご連絡下さい。

**(4) 任意継続組合員に対する短期給付**

在職中とほぼ同様の短期給付を受けることが可能ですが、以下の給付は行われません。

- ・休業手当金
- ・育児休業手当金
- ・介護休業手当金
- ・傷病手当金（退職前に生じた傷病に係るものを除く）
- ・傷病手当金附加金
- ・出産手当金（退職前のお産に係るものを除く）

(5) 任意継続組合員の掛金

ア 掛金額の算出方法

任意継続組合員は任意継続掛金（加入者全員）と介護掛金（40歳以上65歳未満の方のみ）を納入していただきます。掛金額は次の式により決定します。

$$\text{① 任意継続組合員の標準報酬月額} \times \text{② 掛金率} = \text{③ 任意継続掛金（介護掛金）}$$

① 任意継続組合員の標準報酬月額

次の(ア)・(イ)のいずれか低い額。

(ア) 退職時の標準報酬月額

(イ) 公立学校共済組合全組合員の平均標準報酬月額（令和7年度：380,000円）

※毎年改定される。例年1月頃に公表し、その年の4月1日から適用される。

② 掛金率

任意継続掛金率、介護掛金率ともに毎年改定される。

（令和7年度 任意継続掛金率：93.2/1000 介護掛金率：16.8/1000）

③ 任意継続掛金（介護掛金）

円位未満の端数は切り捨て。

イ 掛金の納入方法

「一括納入」か「口座振替（毎月払い）」のいずれかを選択していただきます。

<p>一括納入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月分から翌年3月分の一年間分をまとめて当支部が指定する口座へ納入する方法。</li> <li>・一定の割引を受けることができ、<b>口座振替よりも割安</b>となります。</li> <li>・<b>初年度に一括納入を選択した場合は、2年度目も一括納入</b>となります。</li> <li>・掛金が納入期限までに納入されない場合、任意継続組合員制度には加入できません。</li> </ul>
<p>口座振替 (毎月払い)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>初回（最初の2か月分）のみ当支部が指定する口座へ納入</b>し、それ以降は静岡銀行の口座から毎月自動的に引き落とす方法。</li> <li>・<b>静岡銀行の本・支店の口座のみでの取扱い</b>となるため、預金口座のない方は口座の開設が必要となります。</li> <li>・口座振替日は毎月15日（金融機関休業日の場合はその前営業日）。</li> <li>※ 残高不足による振替不能とならないようご留意願います。万が一、残高不足となった場合には、再振替は行っていないため、後日送付する「振込依頼書」により期限までに納入願います。月末までに納入されない場合、任意継続組合員の資格を喪失することとなりますのでご注意ください。</li> <li>・<b>初年度に口座振替を選択した場合は、2年度目も口座振替</b>となります。</li> </ul>

【参考：掛金の算定例（令和7年度）】

公立学校共済組合全組合員の平均標準報酬月額が適用される場合。

任意継続掛金（月額）	$380,000円 \times 93.2 / 1,000 = 35,416円$
介護掛金（月額）	$380,000円 \times 16.8 / 1,000 = 6,384円$

区 分	一括納入	口座振替
任意継続掛金 （年 額）	4月分： 35,416円 5～翌3月分： 382,031円 計： <b>417,447円</b>	35,416円/円 × 12月 = <b>424,992円</b>
介護掛金 （年 額）	4月分： 6,384円 5～翌3月分： 68,863円 計： <b>75,247円</b>	6,384円/月 × 12月 = <b>76,608円</b>
合 計	<b>492,694円</b>	<b>501,600円</b>
一括納入した場合の割引額	$501,600円 - 492,694円 = \mathbf{8,906円}$	

※ 一括納入をした場合、5～翌3月分については、前納に伴う一定の割引された額となります。

【参考：子ども・子育て支援金制度】

令和8年4月より子ども・子育て支援金制度が創設されます。任意継続掛金・介護掛金と合わせて子ども・子育て支援金についても負担いただくこととなります。

【参考：国民健康保険料】

国民健康保険の保険料は主に前年所得額を基準として算定されることなどから、保険料は、退職後1年目は任意継続掛金よりも高くなる傾向があり、2年目は任意継続掛金よりも安くなる傾向があります。

従って、退職後1年目は任意継続組合員制度に加入し、2年目からは国民健康保険制度に加入するという選択肢もあります。

国民健康保険の制度・保険料等の詳細は、お住いの市区町村国民健康保険担当部署へお問い合わせください。

II 短期給付（退職後の健康保険関係）

(6) 任意継続組合員申出書の作成

任意継続組合員申出書については、次頁の表を参考に作成してください。

組合員・被扶養者関係様式第17号

任意継続組合員申出書

所属所コード	0000220120		組合員番号②	00123456		性別
所属所名①	静岡県立共済高等学校		フリガナ	氏	コウリツ	名
			氏名	公立	太郎	男
生年月日	退職時の年齢	退職年月日	組合員期間③	任意継続組合員資格取得年月日④		
昭和 平成 〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇歳	令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇 〇	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
自宅の住所				自宅/携帯 電話番号		
〒 420 - 8601 静岡市葵区追手町9-6				自宅	054 - 567 - 8901	
				携帯	090 - 0011 - 2233	
退職月の掛金の基礎となった標準報酬月額⑤	470,000 円		掛金払込方法⑥	口座振替 一括納入		
口座振替兼給付金受取口座⑦ [口座振替を希望される方は、静岡銀行の本・支店の口座を記入してください。]						
金融機関コード	支店コード	預金種別	口座番号			
9999	999	普通預金	1234567			
銀行 信用金庫 共済 信用組合 農協 労働金庫 漁港	本店 支店 出張所 本所 支所	フリガナ	コウリツ タロウ			
		氏名	公立 太郎			
公金受取口座の利用⑧	<input type="checkbox"/> 医療に関する共済組合からの給付金(自動給付)について、マイナンバーカード等で事前登録した公金受取口座を利用します。(利用する場合は☑、利用しない場合やマイナンバー等で登録していない場合は、上記の給付金受取口座への振込となります。)					
資格確認書交付要否⑨	<input type="checkbox"/> 資格確認書の発行が必要(右記に該当する場合に☑) 資格確認書発行対象者(以下のいずれかに該当する者) ① マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを返却した者 ② マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない者(利用登録解除者を含む) ③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている者					
退職時に認定されていた被扶養者⑩				任意継続資格取得時	資格確認書交付要否	
フリガナ 被扶養者氏名	続柄	性別	生年月日	被扶養者の状態 取消理由		発行が必要 <input type="checkbox"/>
コウリツ ハナコ 公立 花子	妻	男・女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 〇〇年〇〇月〇〇日	継続認定 取消		
コウリツ ジロウ 公立 次郎	長男	男・女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 〇〇年〇〇月〇〇日	継続認定 取消 令和〇年〇月〇日就職 社会保険加入		発行が必要 <input type="checkbox"/>
コウリツ サブロウ 公立 三郎	次男	男・女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 〇〇年〇〇月〇〇日	継続認定 取消		発行が必要 <input type="checkbox"/>
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。						
公立学校共済組合静岡支部長 様						
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日						
			住所	静岡市葵区追手町9-6		
			申出者	氏名 公立 太郎		

記入内容	
① 所属所コード 所属所名	最終所属所のコード及び最終所属所名を記入。
② 組合員番号	退職時の組合員番号を記入。
③ 組合員期間	公務員として勤務された期間（暫定再任用フルタイム職員の期間も含む）の合計を記入。
④ 任意継続組合員 資格取得年月日	退職日の翌日の日付を記入。 （例）令和8年3月31日退職の場合、令和8年4月1日。
⑤ 退職月の掛金の 基礎となった 標準報酬月額	退職月の標準報酬月額を記入。 （例）令和8年3月31日退職者の場合 →令和8年3月の標準報酬月額を記入
⑥ 掛金納入方法	・希望する方法に○を付ける。 ・「口座振替」を希望する場合は、 <b>預金口座振替依頼書の作成も必要。</b>
⑦ 口座振替 兼 給付金受取口座	原則として、高額療養費、一部負担金払戻金など請求によらない <b>給付金はここに記入した口座に振込まれる。</b> ※必ず記入が必要
	【口座振替を希望する場合】 ・ <b>静岡銀行本支店</b> の口座を記入。 ・他行口座での口座振替は行えないため、口座振替を希望される方で、静岡銀行本支店の口座をお持ちでない場合は口座を開設する必要がある。
	【一括納入を希望する場合】 銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫・農協・ゆうちょ銀行等の口座を記入。
⑧ 公金受取口座 の利用	高額療養費、一部負担金払戻金など請求によらない給付金を、マイナポータルに登録している公金受取口座への振込を希望する場合には、 <input checked="" type="checkbox"/> を入れる。 ⑦で記入した口座への振込を希望する場合には空白とする。
⑨ 資格確認書 交付要否	組合員が資格確認書発行対象者に該当する場合には、 <input checked="" type="checkbox"/> を入れる。
⑩ 退職時に認定 されていた 被扶養者	・ <u>退職時に認定されていた被扶養者</u> を全員記入する。 ・ここに記入した方については、 <b>被扶養者認定・取消申告書の提出は不要。</b>
	【被扶養者の状態・取消理由】 ・引き続き認定を希望する場合は、「継続認定」、退職と同時に取消を行う場合には「取消」に○を付ける。 ・「取消」の場合は取消理由も記入。
	【資格確認書交付要否】 被扶養者が資格確認書発行対象者に該当する場合には、資格確認書交付要否欄に <input checked="" type="checkbox"/> を入れる。 ※ 資格確認書発行対象者の要件は⑨と同様。
⑪ 申出日	<u>退職日</u> を記入。

## 4 任意継続組合員制度加入後の手続き

任意継続

### (1) 各種変更等に係る手続き

任意継続組合員制度加入後に次の変更が生じたときは、速やかに給付担当へご連絡ください。

変更事項	提出書類
組合員の氏名、住所等を変更するとき	組合員氏名・住所等変更申告書 ※ 氏名を変更する場合には、当支部が交付した各証（資格確認書、限度額適用認定証 等）を添付。
被扶養者の氏名、住所等を変更するとき	被扶養者氏名・住所等変更申告書 ※ 氏名を変更する場合には、当支部が交付した各証（資格確認書、限度額適用認定証 等）を添付。
給付金受取口座を変更するとき	組合員個人口座等変更申告書
被扶養者を新たに認定したいとき	被扶養者認定・取消申告書 及び 確認書類 ※ 確認書類については、新たに認定する被扶養者の状況により異なるため、給付担当にお問い合わせ願います。
被扶養者の認定を取消するとき	被扶養者認定・取消申告書 ※ 取消事由の発生日が分かる書類（資格確認書、就職先の事業主又は新たに加入した健康保険制度の保険者が発行した証明 等）を添付。

### (2) 任意継続組合員の資格喪失

次のいずれかに該当するときは、任意継続組合員の資格を喪失します。資格喪失に伴って掛金の還付が発生する場合は、申出のあった口座に送金します。

資格喪失事由	資格喪失日	提出書類
ア 2年満了	該当日の翌日	○任意継続組合員資格喪失申出書 任意継続・介護掛金還付請求書  ○当支部が交付した各証（資格確認書、限度額適用認定証、高齢受給者証 等）
イ 死亡		
ウ 掛金未納		
エ 就職により健康保険制度（共済組合含む）に加入	該当日	○【エのみ】 新たに加入した健康保険制度の資格取得日が分かるもの（資格確認書、就職先の事業主又は新たに加入した健康保険制度の保険者が発行した証明 等）
オ 被扶養者となる	任意継続組合員でなくなることの申出が受理された日の翌月初日	
カ 国民健康保険制度に加入		

### (3) 掛金の納入証明書

納入した掛金は社会保険料控除の対象となるため、納入証明書を加入翌年の1月中旬に送付します。

ただし、勤務先で年末調整を行うため早めの交付が必要な場合は、納入証明書の交付に必要な手続きをご案内しますので、給付担当までご連絡願います。

なお、9月末までに資格喪失した方に対しては、10月末頃に送付します。

(4) 短期給付の請求手続き等

事例	対象となる給付	提出書類	添付書類
マイナ保険証又は資格確認書を提示できず療養に要した費用の10割を負担したとき			<ul style="list-style-type: none"> <li>○診療報酬明細書（レセプト）（原本）</li> <li>○領収書（原本）</li> <li>○調剤報酬明細書（原本）※薬局を受診した場合</li> </ul>
治療用装具を作成したとき	療養費 家族療養費 高額療養費 等	療養費・家族療養費（同附加金） 一部負担金払戻金・高額療養費請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○作成指示書（原本）</li> <li>○領収書（原本）</li> <li>○装具の写真（膝下に着用する装具の場合）</li> <li>○処方箋（小児用弱視用眼鏡の場合）</li> <li>※ この外、装具により必要な添付書類が異なるため、作成した際は、給付担当までご連絡ください。</li> </ul>
子どもが生まれたとき	出産費 家族出産費	出産費（家族出産費）・同附加金請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直接支払制度の合意文書</li> <li>※ 直接支払制度を利用しない場合は、請求書で医師又は助産師の証明を受ける必要あり</li> <li>○出産費用明細書の写し（産科医療補償制度適用の場合には対象分娩である旨の文言の印字やスタンプが押されているもの）</li> </ul>
死亡したとき	埋葬料 家族埋葬料	埋葬料（家族埋葬料）・同附加金請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死体埋（火）葬許可証（コピー可） 等</li> </ul>
災害にあったとき	災害見舞金	災害見舞金請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○り災証明書</li> <li>○災害状況が分かる書類 等</li> </ul>

### (5) 各証交付・再交付等に係る手続き

#### ア 限度額適用認定証の交付

高額な医療費の支払いが予想されるときは、限度額適用認定証を医療機関等の窓口で提示することで、医療費の支払いを軽減することができます。限度額適用認定証の交付を希望する場合には、「限度額適用認定申請書」を給付担当へご提出ください。

限度額適用認定証を提示しなかった場合は、診療月の3か月後以降に、当支部から高額療養費が自動給付されます。

なお、マイナ保険証を利用する場合には、原則として、限度額適用認定証を提示しなくても、医療費の支払いが軽減されるため、限度額適用認定証の申請は必要ありません。

#### イ 各証の再交付を希望するとき

当支部が交付した各証について、紛失・毀損などにより再交付を希望される場合には、資格確認書等再交付申請書を給付担当へご提出ください。

### (6) 各種手続きの詳細・提出書類の様式について

各種手続きの詳細や提出書類の様式は、静岡支部ホームページを参照してください。

また、ご不明な点がありましたら、給付担当へお問い合わせください。

# Ⅲ 貸付金

福祉保険制度

アイリスプラン

健康診断

福祉担当

 054-221-3181

3182



## 1 退職時の貸付未償還金の返済について 一般

共済組合から借受中の貸付未償還金は、次の方法により一括返済していただきます。

### (1) 返済方法

#### 退職後支給される退職手当から全額控除します。

なお、償還中の方が一般組合員から短期組合員に種別変更となった場合も同様の取扱いとなります。

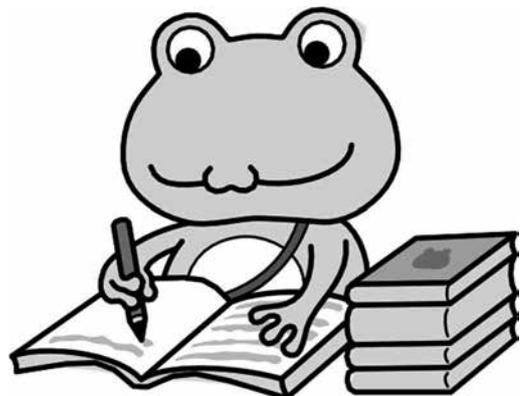
また、退職手当から全額控除できない場合には、福祉担当から振込に係る通知書を送付しますので、当通知に記載されている期日までに、指定口座へ不足額をお振込み願います。その際、振込手数料は振込人の負担となりますので、ご承知おきください。

※ 貸付未償還金の完納確認後、借用証書を返還（退職時の所属所長宛て送付）します。

### (2) 団体信用生命保険（団信）制度について

団信加入者が貸付未償還金を完納すると、団信制度の適用は終了し、未経過保険料がある場合はこれを返還します。

なお、未経過保険料は、団信加入者の保険料振替口座に事務代行の(株)日本共同システム（NKS）から送金されますが、手続きに日数を要しますので、退職後6か月間は口座を解約しないでください。



## 2 貸付金等の利用について

一般

短期

任意継続

退職後、非常勤職員等（臨時的任用職員・任期付職員・暫定再任用職員を含む）として任用され、改めて公立学校共済組合の**組合員の資格を有することになった場合や任意継続組合員となった場合**、次の貸付けを利用できます。

	特別貸付け (任意継続組合員は不可)	高額医療貸付け	出産貸付け
貸付要件	臨時に資金を必要とする場合	高額療養費の支給の対象となる療養を受けるため資金を必要とする場合	出産費、又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払いのために資金を必要とする場合
貸付限度額	給料月額 $\times$ 10分の3 $\times$ 任用期間の残任期月数を乗じた額 ※ 貸付限度額は200万円	高額療養費相当額	出産費又は家族出産費相当額
償還方法	<p>任期满了時に貸付残高を残さないことを前提とすることから、残任期の月数以内の期間において毎月償還していただきます。</p> <p>※ 貸付申込日時点で組合員期間が6月未満の場合、貸付けはできません。</p> <p>※ 任期满了となる前に退職する場合、未償還部分については一括償還となります。振込に係る通知書を送付しますので、当通知に記載されている期日までに、指定口座へ不足額をお振込み願います。なお、振込手数料は振込人の負担となります。</p>	<p>支給する高額療養費の支給額から、一度にまとめて償還していただきます。</p>	<p>支給する出産費等の支給額から、一度にまとめて償還していただきます。</p>

### 3 退職後の福祉保険制度(ファミリー年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース)の取扱いについて

一般
短期
任意継続

福祉保険制度は、退職（組合員資格喪失）後も、制度ごとに設けられた継続加入可能年齢（下表参照）まで、引き続き加入することができます。

退職した年の10月31日まで保障が継続され、脱退のお申出がない場合は、11月1日以降も自動更新となります。（保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）で以降、毎年更新となります。）

なお、退職後継続加入中は、新規加入・増額の取扱いはできません。

また、脱退・減額は毎年7月頃にご自宅へ届く更新手続書で手続きを行ってください。

#### 【制度別の継続加入可能年齢】

制度名	継続加入可能年齢
ファミリー年金	保険年齢84歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
傷病休職給付金	継続不可（在職中の就業障害に対する給付のため、退職日の属する月の末日で脱退）
入院費用給付金	保険年齢75歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通） 保険年齢22歳まで更新継続可能（こども）
特定疾病給付金	保険年齢75歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
元気づくりサービスコース	保険年齢84歳まで更新継続可能

（注1）ファミリー年金の死亡給付金は単独加入できません。死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

（注2）保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

《例》 保険年齢75歳＝毎年11月1日現在満74歳6ヵ月を超え、満75歳6ヵ月まで。

#### 【福祉保険制度のお問い合わせ先一覧】

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	保険金の請求	0120-660-998	

4 退職後のアイリスプランの取扱いについて 一般 短期 任意継続

「年金コース」の加入者については、退職（組合員資格喪失）後、継続加入ができないため、下表のとおり手続きが必要となります。

なお、「医療・日常事故医療コース」及び「介護保障コース」の加入者については、継続して加入することとなり、退職に伴う手続きはありません。

区分	退職後継続	年度末時点で満60歳以上の方	年度末時点で満60歳未満の方
年金コース	不可	12月末頃にご自宅宛てに退職後の取扱いについての案内書類が送付されますので、退職予定者はその案内に従って手続きを行ってください。	退職により制度から脱退となりますので、 <u>教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡してください。</u>
医療・日常事故コース	可能	退職による手続きはありません。 医療・日常事故コースは1年満期の共済制度です。 医療入院コースは退職後も90歳まで更新することができ、66歳から掛金が変わります。 日常事故補償コースは、年齢による掛金の変更もなく、一生涯継続することができます。 退職を機に内容変更及び、次年度の継続をしない場合は、毎年10月下旬に自宅宛てに送付される満期のお知らせに同封の「契約変更届（毎年11月中旬頃に締切）」に必要事項を記入のうえ、送付してください。	
介護保障コース	可能	退職による手続きはありません。 掛金が月払いの場合は、掛金の払い込みは60歳に達する年度で終了となります。	

【アイリスプランのお問い合わせ先一覧】

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団サービスセンター	年金コース、 医療・日常事故コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00
株式会社一ツ橋サービス	介護保障コース	0120-878-626	

## 5 退職後の健康診断について 任意継続

退職すると、これまでのように学校等設置者が実施する定期健康診断（生活習慣病健診・指定年齢健診）や共済組合が実施する人間ドックは、受診できなくなります。

今後は、退職後に加入する健康保険において、**特定健康診査・特定保健指導**を受けていただくこととなります。

なお、任意継続組合員制度（以下「任意継続」という。）に加入される方については、**共済組合が特定健康診査・特定保健指導を実施**いたしますので、ここではその内容についてご案内します。

※ 詳細は、公立学校共済組合静岡支部ホームページに掲載しています。

（トップページ>手続きナビ>特定健康診査・特定保健指導の手続き）

### (1) 特定健康診査及び特定保健指導について

	特定健康診査	特定保健指導
内 容	<p><b>メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）をはじめとする生活習慣病の予防・改善を目的とした健診</b>です。</p> <p>【基本的な健診項目】 問診、身体計測、血圧、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査</p>	<p>特定健康診査の検査結果からメタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方に対し、その要因となっている生活習慣を改善するために専門家（医師、保健師、管理栄養士等）によるサポートを行います。</p>
対象者	<p><b>当該年度の4月1日において任意継続組合員及びその被扶養者であり、次のア及びイのいずれも満たす方</b></p> <p>ア 当該年度内に<b>40歳以上75歳（※）以下の年齢に達する方</b> ※ 75歳に達する方は誕生日の前日までとなります。</p> <p>イ <b>年間を通じて任意継続組合員及びその被扶養者である方</b> ※ 年度途中で資格を喪失する場合は対象外となります。</p>	<p>ア <b>メタボリックシンドロームのリスクがある方</b> …「<b>動機付け支援</b>」</p> <p>イ <b>メタボリックシンドロームのリスクが高い方</b> …「<b>積極的支援</b>」</p> <p>※ 糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用中の方は除く。</p>
実施方法	<p><b>共済組合が契約する健診機関</b>において実施します。</p>	
受診方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共済組合からご自宅宛てに「<b>受診券（セット券）</b>」と「<b>特定健康診査・特定保健指導の御案内</b>」（御案内冊子）を送付</li> <li>2 健診機関への予約</li> <li>3 特定健康診査の受診</li> <li>4 健診結果の受領</li> <li>5 特定保健指導の利用（該当者のみ）</li> </ol> <p>※ 受診方法の詳細は御案内冊子をご覧ください。</p>	
自己負担	<p>当分の間、<b>自己負担はありません。</b></p>	
	<p>※ 特定健康診査の健診項目以外を追加（希望）受診する場合は、その追加（希望）受診する健診項目にかかる費用は負担願います。</p>	<p>※ 特定保健指導の支援以外の保健指導や検査を受けた（受ける）場合は、その保健指導や検査にかかる費用は負担願います。</p>

(2) 留意事項

- ・市区町村が行っている特定健康診査は受診できませんのでご注意ください。
- ・がん検診・骨粗しょう症検診・歯周疾患検診などは、お住まいの市区町村の各担当窓口にお問い合わせください。
- ・再就職等により、勤務先において実施される事業主健診を受診した場合や、自己負担による人間ドック等の健診を受診した場合などは、その「検査結果等」を共済組合に提供していただくことにより、特定健康診査を受診したこととみなしますので、改めて特定健康診査を受診する必要はありません。
- ・自己負担の取扱いについては、今後変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

(3) 個人情報の利用・保護・保管

特定健康診査の検査結果及び特定保健指導の実施結果は、各々の実施機関から共済組合が受領し利用します。

この個人情報は、「公立学校共済組合個人情報保護規程・個人情報保護方針」、「個人情報の保護に関する法律」などの関係法令を遵守し、厳重に管理するとともに、医療機関との委託契約に当たっても、厳重に管理する旨の取決めを行っています。



退職後も1年に1度健康診断を受けましょう！

## IV その他

担当連絡先



## 静岡支部連絡先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
 静岡県教育委員会教育厚生課  
 公立学校共済組合静岡支部(県庁西館8階)

年金担当 ☎ 054-221-3132  
 給付担当 ☎ 054-221-3135・3136・3180  
 福祉担当 ☎ 054-221-3181・3182

ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/shizuoka/>  
 E-mail [kobun22@kouritu.or.jp](mailto:kobun22@kouritu.or.jp)

## 共済組合電話相談

**共済組合電話相談 ☎ 054-221-3623**

退職してからもご利用になれます。お気軽にどうぞ。

## 相談内容

- ◆ 健康保険、各種給付金請求に関すること
- ◆ 年金の給付や受給権に関すること
- ◆ 公立学校共済組合宿泊施設の利用に関すること
- ◆ 健康診断等に関すること
- ◆ その他、公立学校共済組合が実施している各事業に関すること

## 相談方法

- ◆ 来訪、電話、手紙等いずれの方法でも結構です。  
 来訪しての相談を希望する場合、事前に電話で予約してください。

## 受付時間

- ◆ 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

## 対象者

- ◆ 公立学校共済組合員、組合員であった方及びその配偶者等

## 本部連絡先

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番5号  
 公立学校共済組合本部 年金部 年金相談窓口  
 ☎ 03-5259-1122

ホームページ <https://www.kouritu.or.jp>

(相談・照会の際は、年金証書記号番号と電話番号もお知らせください。)

## 受付時間

- ◆ 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時30分





